

590  
465



2

0039012-000

590-465

融和問題研究叢書

中央融和事業協会

第3編

昭和6

AGH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権  
第67条の規定に基づき、平成12年3月2  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの



590

465

著 令 寬 地 下

・ 究 研 的 學 理 心 會 社 の 題 問 和 融

稿 三 第 書 叢 究 研 題 問 和 融

融 和 學 叢 書









著

融和問題

社會心理學的研究

財團法人 中央融和專業協會





590-465

序

融和問題は歸する所差別意識、特に差別感情の問題である。差別感情は單一なる個人的な感情ではなく、或少數の人々に對して他の多數の人々が、形式と程度とを異にして、久しきに涉り抱いて居り、且つ歴史的社會的なる諸種の原因によつて生み出された所の複雑なる社會的なる感情である。従つて其研究は先づ以て社會心理學の立場からなすべきである。

本書はかゝる研究の一つの試みとして、昨年二月以來十一月までに「融和事業研究」誌上に連載されたものを一つにまとめたものである。

私は固より之によつて融和問題が解決されたとは全然思つてゐない。之は問題を解決したといふよりも、むしろせいふ問題を提出したに過ぎないと思つてゐる。其問題の提出の仕方さへも、或は、誤つてゐるかも知れないのである。

とまれこの種の研究は最も必要である。此點には疑ひはない。而して私のこの未熟なる小



論と雖も、此方面に於ける一の、言はず、捨石としての役割だけは或は演じ得るであらう。よりよき研究が有爲の士によつて近き將來に於て完成されん事を切に嚮首する次第である。終りに私にこの研究を委嘱された中央融和事業協會、並に、其仲介の勞をとられ且つ種々の助言を賜はつた恩師緒實曾雄先生に特に感謝の意を表す。

昭和六年三月十四日

麻布にて 下地 寛 令 謹

# 目次

I 序 論 ..... 一

一、人格平等の由來

二、融和問題の科學的研究

三、社會心理學的研究の内容

II 同質と異質 ..... 三

一、同質異質の概念

二、同質者間の關係

三、異質者間の關係

目次



Ⅰ 傳統の心理……………二四

- 一、傳統の概念
- 二、慣習の起源
- 三、慣習の機能
- 四、慣習の力

Ⅱ 孤立的社會集團としての部落……………三三

- 一、部落の地理的社會的地位
- 二、「來り人」に就て
- 三、部落の生成と差別意識

Ⅲ 階級としての部落……………四六

- 一、階級の概念
- 二、財産身分知識の相互關係
- 三、封鎖階級と非封鎖階級
- 四、部落の階級的性質
- 五、結論——融和運動の方向

Ⅳ 職業意識の問題……………七五

- 一、階級と職業
- 二、部落の職業と差別意識

Ⅴ 婚姻の問題……………八八

- 一、階級と婚姻
- 二、階級的内婚制



目次

三、部落の婚姻問題

■ 宗教心理の問題……………107

一、序論

二、タブー

三、タブーと差別意識

■ 文化的差異の問題……………113

Ⅰ 結論……………114

附録 融和問題に関する科學的研究の意義と方法……………117



融和問題の社會心理學的研究

下地寛令著

論

一、人格平等の由來

人類の歴史は一面「我」の自覚史である。

そのかみ人類の祖先が極めて蒙昧な原始生活を營んでゐた時代に於ては、人々は所謂、人格、自我、或は個性など、いはるゝものに對する意識極めて乏しく、只自然或は神、或は其の集團の代表者たる酋長や族長にのみ絶對の權威を認め、彼等の全生活は此等の權威者の意

序論



志の支配下にあつたといはれてゐる。彼等の存在は、只々此等の權威者の爲の手段に過ぎなかつた。彼等は固より自ら所有し得る何等の財産もなく、自らの單獨なる判断によつて行動し得べき何等の自由も與へられて居なかつた。彼等の生命すらも此等の權威者の爲には常にまことに易々と失はねばならなかつたのである。

かくの如き時代の人々は食と性其他一、二の原始的慾望すらも常に此等の權威者に隷屬する事によつてのみやうやく充足せしめられたであらう。而も彼等は之を以て何等不合理な事と全然思はなかつたのである。何者、總じて彼等は自己の生活に對して近代人の如く、其を反省し其をジャステイファイしなければならぬ程の智的進歩がなかつたから。即ち彼等の生活態度は合理、不合理によつては規定されず、只無反省なる傳統、慣習によつてのみ規定されたからである。

然るに人類が進化の道程を辿るに従ひ人口の絶えざる増加、經濟生活の發達及び人智の進歩が必然に生じた。こゝに於て人類の歴史は之を思想史的に見れば、最も劃時代的なる轉回

を遂げねばならなかつた。即ち彼等の生活を常に支配する自然、神、酋長等の權威者の權威を疑ひ初めたのである。之を反面より見ればこゝに人類は漸く「自我」、「人格」、「自由意志」等の自覺を喚起するにいたつたのである。(但し此場合吾々が誤解してはならない事は「自我」の自覺は決して社會生活よりの脱退、解放の要求ではないといふ事である。人は常に社會を離れて依存する事は出来ない。人間生活は、其が人間的である限り、常に、社會生活であるといふ事は言ふまでもない事である。)

かくて現代に於ては、かのフランス大革命以來の自由平等の原理があらゆる人間の生活原理となりつゝある事は今新しく指摘するまでもないであらう。即ち具體的に言へばあらゆる社會組織、あらゆる社會制度の根本基調が人格の平等でなければならぬといふ事が吾々近代人の共通の要請であるのである。従つて若し人々がかくの如き近代思想の根本的特徴を知らず生活が無反省なる因習、傳統により多く支配されてゐるとすれば、其は言ふまでもなく未だ原始時代を相亘る事甚だしく速からずと言はねばならないであらう。



今日、同じ人間であり、同じ日本人でありながら一部少數の人々に對して他の多數の人々が何等かの意味に於てなほ差別意識を有し表面的にはともかく内面的に、反感、憎惡、敵意等の感情を抱いて日常の交際交婚等に於て幾多の不祥事を惹起しつゝある事實も亦其最も顯著なる實例として見るべきであらう。即ち其の差別意識を有する人々が人類の進化、文化の發達に於て如何に立ち後れてゐるかを明に示すものである事は人類思想史の一瞥によつて極めて明瞭であらう。従つて其は一方に於て人道上、人類に對する冒瀆であり他方に於て日本國家の一大恥辱であると言はねばならないのである。されば近來日本の殆んど各地に於て同胞間の差別撤廢の爲に幾多の融和團體が設立せられ諸種の融和運動及び水平運動が日に増し盛んになりつゝあるは誠に理の當然であらう。

## 二、融和問題の科學的研究

然しながらあらゆる病氣の治療の前には、其病氣の原因、經過が必然に問はれなければな

らぬ。而して、かゝる原因、經過の探求は先づ第一に冷靜なる科學的態度に於てなさるゝ事  
が絶対に必要である。私が之より「融和問題の社會心理學的研究」と題して試みんとする研  
究は、まさにかゝる科學的研究の一方面をなすのであるが今少しくかゝる研究と他の方面の  
研究との關係を一瞥し、其の重要性を指摘しやう。

所謂、融和問題は結局差別意識の問題である。而して融和運動の目標は差別意識の撤廢で  
ある。差別意識といふ場合、吾々は其に概念上二つのもの、即差別意識と差別感情とを區別  
し得るのであるが、今の場合問題とすべきは後者、即差別感情の方であらう。而して差別感  
情とは、其内容として、此場合多數の同胞が少數の同胞に對して抱く嫌惡、反感、恐怖等の  
分離的反融和的感情の謂である。所謂、水平運動其他の融和運動は歸する所此感情の除去が  
目標である限り融和問題は先づ究極に於て、心理學的、特に社會心理學的立場に於て研究さ  
れねばならぬ事は明かであらう。然るに此差別意識又は差別感情は、一部同胞と一般同胞間  
に何等かの差別、差異が事實上存在するか又は存在すると想像さるゝかによつて生ずる意識



又は感情である。其故に、先づ吾々は彼等兩者の間に事實上如何なる差別、差異ありや、或は如何なる差別、差異ありと想像されて居るかを先づ以て探求する必要があるであらう。こゝに吾々は社會心理學的研究に先だつて他の幾多の立場よりの研究が必然的に要求されざるべからざる根拠を見出すのである。

さてあらゆる人事現象は、何れも單獨に生起し、單獨に消滅するものではなくして其は常に共に先立つ諸現象の結果であると共に、また後に來るべき諸現象を孕む原因である。吾々が今こゝで問題とする所の同胞間の差別現象といふ社會現象も亦決して其例外ではなく幾多の歴史的社會的諸原因の結果であつて、決して其例外ではなく幾多の歴史的社會的諸原因の結果であつて、決して單一の原因によつて生じたものではない。此事は吾々が少しく此差別現象を観察すれば極めて明になるであらう。

今日所謂部落なる集團は日本内地の殆んど各地に散在して居り、其同胞間の差別、疎隔も其形式、觀念、程度等に於て決して一樣ではない。けだし各部落が相當の年月の間各地に於

て夫々獨特の存在を續けて來た以上、而して各地方の生活様式が夫々異なる以上、差別意識の現象も亦、其形式、觀念、程度等夫々の地方性を帯びざるを得ないのである。此等の事實は差別意識を生ぜしむる原因が決して單一でないといふ事を示すものであらう。従つて嚴密に言ふならば、融和問題の對策としては、各部落に於ける差別意識の現象を一一調査し其起原經過を探求して以て其原因の排除に努むべきであらう。とは言へ各部落は各地に散在し、従つて各部落に於ける差別現象は夫々獨特のロカリテイを帯びてゐるとは言ふものゝ、全體に於いて概観すれば凡そ次の五つの方面に於て差異ある事又差異ありと想像さるゝ事に最も主たる原因があると從來の研究に於ては考へられてゐる。其は一、民族。二、職業。三、宗教。四、階級。五、文化、の諸方面である。即部落側は此等の諸點に於て一般側と異なるが故に、或は異ると想像するが故に、一般側は差別意識を抱き、差別待遇をなすと考へられるのである。然し私は此五つの外に特に一部同胞が所謂部落なる集團を形成して、他の一般同胞と何等の交渉なく、あつても極めて乏しく、久しい間生活してゐた事、言はば孤立的なる集團生



活を久しく營んで來たといふ事實其自體が差別意識を形成する有力な因子であるといふ事を特に主張したい。かくて吾々は一部同胞と一般同胞との間に一、集團生活。二、民族。三、宗教。四、職業。五、階級。六、文化の諸方面に於て事實上差異あるが故に又單に想像の上で差異ありと誤解されるが故に而も此等の諸點に於て、一般側は一部側より優れてゐると考へられるが故に所謂差別意識、特に賤視的差別意識が生じたものと考へさせられるのである。然し此等の諸方面は、吾々の賤視的差別意識といふ單一の社會感情を論理的に分析した結果引き出し得た諸要素であつて現實的、具體的なる經驗に於ては此等の全部或は大部が渾一化して所謂賤視的差別意識といふ獨特の意識状態を形成してゐるのであるといふ事は殊更注意するまでもないであらう。

さて然らば先づ第一に此等の諸方面に於て、一部同胞と一般同胞との兩者の間に事實上如何なる差異及び如何なる優劣があるか。或は差異あり優劣ありと誤解されてゐるか。次に此等の差異又は優劣は如何にして賤視的差別意識といふ心理状態を産み出し兩者の間を久しく

疎隔せしめたか。最後にかゝる賤視的差別意識を交除する方法如何。

此三つの問題が融和問題の内容をなすものであると私は思ふ。此中第一の問題は社會學的、歴史的、宗教學的、並に經濟學的の四つの立場より研究するべきである。第二は——此點が融和問題の理論的研究としては中心を占めるのであるが——第一の結論を資料として社會心理學的に研究せらるべきである。而して第三は第二の結論を資料として種々の政策的研究を行ひ、以て實際上の活動に對する指針を示すものでなければならぬ。

さて吾々は幸にして從來此方面に於ける多くの優れたる研究を持つ。而して特に第一の問題即ち一般側と部落側とに事實上如何なる差異ありや、又差異なきやについては相當明にし得たやうである。其研究の必要が早く氣付かれた爲にかゝる効果をあげ得た事と思ふ。然しながら此等の中或方面に於ては今なほ議論が多く(民族問題の如き)また他の方面に於てはまだ十分なる研究業績のあがらざるものもないではない。一部同胞の孤立的集團生活其自體に關する研究の如き特に其尤なるものであらう。次に第二の研究、融和問題としては最も核心



たるべき社會心理學的方面よりの研究はまだ組織立つたものとしては何もない様である。私  
の研究は此方面が中心であるが之には固より第一の方面の研究が其前提をなすものであるか  
ら從來の研究の業績を参照したいと思ふ。然し第一の方面の問題中、部落の集團生活に關す  
る研究は未だ見るべき研究がないから先づ此方面から始める。之は社會學的研究の範圍に屬  
するものである。其後漸を追うて次に示す通りの内容により研究の歩を進めて見たいと思ふ

### 三、社會心理學的研究の内容

以上に於て融和問題の科學的研究の諸方面及び其中に於ける社會心理學的研究のもつ地位  
を略述した。然らば更に進んで其は如何なる内容を持つべきであるか、之を次に概観しやう  
と思ふ。之によつて其重要性を吾々は理解し得るのである。

既に述べたる如く、差別意識は兩者の間に事實上差異があるか、或は事實上はなくとも想  
像上差異ありと誤認する事によつて成立する。而も兩者間の差別意識は單純なる差別意識た

るに止まらずして多くの場合特に其が賤視的——(一般同胞が一部同胞に對し)——及び被虐  
的——(一部同胞が一般同胞に對して)——差別意識である事は明かである。然らば如何なる  
心理的根據と過程とによつて此等の差違は憎惡、反感、敵意等の反融和的、分離的なる差別  
感情を成立せしむるか、此問題が吾々の結局の問題でなければならぬ。而して此等の研究は  
即集團形態、宗教、階級、職業、文化、民族等に於ける事實上或は想像上の差異について一々説  
明されねばならないのである。此研究を進めるに當り私は豫め社會心理學上の重要な二つ  
の理論を先導として概観しておく事が有効であると思ふから、之を本論の最初に於て取扱ひ  
度いと思ふ。其は同質、異質の理論と傳統心理の理論とである。

人はしばしば異質者間には常に直に反感、敵意、憎惡等の分離的、反融和的感情が生ずる  
もの、同質者間に之と反對に常に直に愛情、親和、同情等の結合的、融和的感情が成立するも  
のと考へ勝ちである。然るに事實は必ずしも然らず。差異あるが故に却つて協同的、結合的  
關係に入る事が心理上可能であり又事實上多いのである。逆に人は屢々反感、憎惡、敵意等



の感情が人々の間に差異ある時にのみ必然に生ずるものと考へ勝ちであるが、之も必ずしも事實と一致しないのであつて、同質者なるが故に却つて此等の分離的感情が強いといふ事もあり得るのである、之が第一の内容となす。

次に傳統、因習に關する理論を見る必要がある。從來の融和問題研究家によれば、差別事象は結局、封建的傳統であるとされる。之は誤りない事と思ふが、然らば傳統や因習は何故にかゝる執拗な拘束力を有するか、心理的根據を明にする事は此際必要であると思ふ。其故に之を第二章に於て取扱つて見たいと思ふ。此二つの理論を明にする時、吾々は次に來るべき諸問題の研究に容易に進み得るであらう。而して其を私は目次に示すとほりのプランによつて試みやうと思ふのであるが、固より問題は極めてデリケートにして論者は極めて未熟である。同好の士、御叱正を切に期待する所以である。

## Ⅱ 同質と異質

### 一、同質異質の概念

あらゆる人間を夫々相互に比較すれば一方に於て相互に同質（類似）的方面を有し、他方に於て異質（差異）的方面を有する。AとBなる二人の日本人について見れば、彼等は共に人間であるといふ點に於て、又共に日本人であるといふ點に於て類似してゐる。更に此の二人は其の職業、教養、地位、身分から其の他の文化的内容に至るまで類似の面があり得るであらう。

然るに他の點より見れば、たとへば、南洋に棲む自然民族と泰西の文明人とを比較すれば其人種的差異は勿論、職業、地位其他の高般の生活様式に於て顯る差異があるであらう。かくの如くあらゆる人間は、其類の異なる生活の各方面に於て夫々差異がある。とは言へ、又あらゆる人間は如何に差異點が多くとも、全然相異するといふ事はなく、必ず或點に於て類似點があるのである。而して此等の類似と差異は種々の生活面に於て指摘されるのであるが、



私は之等を三つの方面に概括する事が出来ると思ふ。一は生理的、二は心理的、三は社會的又は文化的の三方面である。人々の間の肉體的方面、體格や體質、毛色、皮膚の色等の類似差異が第一に屬し、人々の性格や、素質や、考へ方感じ方等の類似差異が第二に屬し、而して人々の職業、階級、權力、富力、教養、其他の文化的內容の類似差異が第三に屬する。

かくの如く人々の間にある同質と異質、類似と差異といふ事實は人々の社會生活の様式を種々に規定し又逆に社會生活の様式が人々を或は同質化し又異質化する傾向がある。此事實が注目すべき事象である。

## 二、同質者間の關係

世に「同氣相求む」「類は類を以て集る」又「同じ羽の鳥は相群る」等といふ諺がある。此等の諺が示す如く人間には群居本能といふ根本的慾望があつて、同類のものと接觸共存する事を好む傾向がある。既にアリストテレスは彼のニコマキアに於て「平等と類似とは友愛を

成立せしむ」「不平等甚だしくなれば友愛は維持されず」等と道破してゐる。此事は殆んどすべての學者が等しく認めるのみならず又我々が日常の經驗に徴しても疑ひない事實である。

こゝに同質といふは先に述べた如く、生理的なるもの、心理的なるもの及び文化的なるものに分たれるのであるが、其何れについて見ても此傾向は認め得る人は岩石だらけの禿山に居るよりも草木青々たる山に於て生氣を感じ、其中に動物が居ればなほよく又他の動物よりも同じ人間である時更によく、同じ人間の中でも同人種である時一層喜び、かくて生理的に類似點の多い程接觸し共存せんとするものである。もし其上心理的素質、性格等が類似して居れば尙更によく、更に進んで同じ階級、同じ教養其他同じ文化を有する程、即ち文化的に類似點が多ければ多い程此傾向は益々強くなるのである。即ち同類者間には愛着、親和の感情が生じ易いのである。然らば何故に人々はかゝる傾向があるか、之は更に説明し得る現象であるが此處まで立入る事は本稿の目的から言へば少し傍道に外れる恐れがあるからこゝでは控へる事にする。只同類者の間には愛着、同情等の感情が生じ易く、相互に接觸し共存せん



とする傾向があるといふ事實のみを認めて論をすゝめる。

さて同類者は同様の刺戟に對しては同様の反應を呈する傾向がある。故に同類者間には慾望が平行し易い。即ち其生活上の目的、手段其他一切の生活状態が同様になり易いのである。かくの如き慾望の平行は外部の事情に應じて次の二つの關係に導かれる。一は慾望の連帯であり、二は慾望の對立である。單に慾望が平行してゐるといふだけに止る間は彼等は未だ相互の社會關係を成立せしめてゐない。然るにもし彼等の慾望が平行關係から一步進んで連帯關係に入るや否や、彼等は直に相互の社會關係を成立せしめるのである。然らば慾望の連帯とは何であるか。其は彼等の平行せる慾望の對象が彼等の協力によつて獲得せられ、其によつて彼等の慾望が満足せしめられる場合を言ふのである。たとへば外敵に對する防衛の如きは、同質者たる彼等が共に望む所であり……即ち慾望が平行す——而も此防衛に相共に協力する事によつて、より有効に成就せしめられる。かゝる場合慾望は連帯すといふ。而して人々が同質的である場合の連帯は機械的連帯と言はれる。

さて同質者間に慾望が連帯すれば人々は社會關係に立ち、而して協働作業をなすに至る。然し此場合の協働は各人が同質的なるが故に其活動も同様の様式を持ち只單に相互の力を統一せしめるといふに過ぎない。所謂單純協働である。即相互の相異なる様式の活動を互に補充せしめる事によつて慾望の對象を獲得するところの所謂復雜協働ではない。

さて同質者間に慾望の連帯がある時は、彼等の親和、愛着は益々強まつて行く。何者、彼等は同質共もの、故に親和愛着の感情を抱くと共に相接觸して協働作業を営む間にまた習熟し合つて親和、愛着を生じ且つ、共同慾望の對象物の獲得によつて相互の感謝を抱くに至つて愈々其感情を強めて行くからである。

然し慾望の平行は必ずしも彼等をして慾望の連帯に導くとは限らない。むしろ此反對に慾望の對立をしばしば喚起するのである。こゝに慾望の對立といふのは同質者間に平行せる慾望の對象が獨占を要求する性質のものであり、一人之を獲得すれば他に之にあづかる事を得ざる場合をいふ。例へば一の就職口を、條件をそなへたる多くの人々が一樣に望むが如き場



合である。かゝる場合は人々は却つて、反感、憎惡等の感情關係に立ち至るのである。

人類の歴史を概観すれば、原始に溯る程、人々は同質的であつた。従つてしばしば慾望の平行が成立した。且つ自然の暴威、外敵の襲來などの爲に慾望の機械的連帶、従つて單純協働をする機會が多かつたのであつた。其限りに於て、一面に於て人々の親和、愛着の強度も亦大であつた。然し其と同時に彼等の慾望の對象が、例へば食物の如く獨占を要求する場合が頗る多かつた爲、慾望の對立がしばしば生じ、こゝに彼等は激烈なる反感、鬭争を繰り返す事が多かつたのである。

然し原始時代に於て人々が同質性に富んで居たといふ事は一の制限を要する。原始時代に於ては人々が同質的であるといひ得るのは其は一つの集團について其成員とを比較する場合に限るのである。一つの集團の全成員は如何にも同質的であつた。彼等は同じ人種であり同じ生産關係を有し、慣習、規範、宗教等のイデオロギーも亦同様であつた。然し一の集團内部がかく同質的であればある程、集團と集團とを比較する時は其成員間の異質性は豊富であつ

た。何者、彼等は夫々の異なる地域に於て其風土に適應する生活を夫々營み而も其集團間には交通殆んどなく、あつても極めて稀であつた爲、夫々生理的、心理的、文化的諸方面に於て獨特の色彩を有したからである。

然るに文化の進むにつれて他の集團との交渉がはげしくなり、人口は増加し、經濟生活は變化し諸種のイデオロギーも亦分化し一の集團の内部に於て見れば其成員たる人々は異質化して行く傾向あり、一の集團の成員と他の集團の成員とを比ぶれば此兩者の間には却て同質化の傾向が生じた。例へば日本の鎖國時代に於ける人々の間には同質性が可なりあつたが開國して外國との交通が熾んになつて以來は、同じ日本人でありながら相互に多くの異質點を見出し得るに至つてゐると同時に鎖國時代の日本人と外國人との間と、開國後の日本人と外國人との間には異質より同質への過程が見出されるのである。之を日本だけに限つて見れば今日は昔に比べて全國的に交通が盛になつてゐるから日本人全體としては昔より同質性に富むけれども、各地方々々について見れば其地方の人々は昔より異質性に富むやうになつてゐる



さて吾々はかくの如き同質化と異質化との消長を歴史について見たのであるが今當面の問題に立ち歸つて、今日の人間が相互につくる社會關係は如何なる感情的色彩を有し、如何なる活動様式を有するかを見なければならぬ。

今日に於ける同質者間の同質性は昔の其に比して程度が低いと言ふ事は上述の所論によつて明かである。且つ又同質者間の慾望の平行は昔と違ひ多くの場合、慾望の對立に向ひ易く従つて同質者間の反感闘争の機会が多い。何となれば、彼等をして單純協働せしむる如き機會、たとへば外敵との闘争の如きは今日は極めて稀にしかなく、之に反し平行する慾望の對象物は、たとへば職業や生活資料の如き獨占的性質のものが今日は多いからである。今日に於てはむしろ人々は相互に異質者として社會的生活を営む場合が多い。又之が現代生活に於ては極めて重要な意義を有するから次に此問題を考察しやう。

### 三、異質者間の關係

既に述べた如く人はしばしば類似は親和をもたらし、差異は反感をもたらすと一義的に考へ勝ちである。勿論差異は多くの場合反感をもたらす傾向のものである。然し差異が却つて親和をもたらす場合もまた多い。たとへば夫婦關係について見るに、其性格、趣味等に於て類似せるものよりも却つて反對してゐる場合が相和してゐる。友情其他につきても然り。

然らば差異は或は反感を或は親和を生ずるといふ事になる。こは如何なる事情によるのであるか。思ふに或種の差異は人々を相親しませしめ或種の差異は人々を反感に導く。而して互に相補ひ相助くるやうな差異が人々を相親しませしめるものである。此の點に關して社會學者ジンメルは言ふ「吾々は一方に於て吾々に類似せるものにより、他方に於て吾々に反對せるものに引きつけられる、反對せるものは吾々を全からしめ。類似せるものは吾々を強からしめる。前者は吾々を鼓舞し、後者は吾々を安らかならしめる、然しながら或場合に兩者の中間の一方が吾々に適當なりと思はるゝ時は他は必ず嫌惡の情を生ずるものである。」ベンは言ふ「或種の差異は相反對せしめ或種の差異は相親しませしめる。一は競争に、他は友情に導か



んとする、もし一方が他方の希うて而も有せざるものを有する時はこゝに積極的愛好の根源がある。」と。

然し差異のもたらす親和愛着は差異其ものゝ爲といふよりも其が吾々に利益を與へるからであるとするべきである、たとへばAとBとが共に異質者であるとする。此二人が共にCといふ對象物に對して慾望の平行があつたとせよ。此の場合AもBも夫々の力のみでは到底Cを獲得する事能はず。AはBを利用し、BはAを利用する事によつてのみ目的が達せられ、而も此對象は兩方を満足せしむる事とする。然るときはこゝに慾望の連帯が生ずる——有機的連帯と言ふ——此場合には彼等は直に協働關係に入る。かゝる協働は複雑協働と言はれる。協働者は夫々独自の活動をなし、而も全體として有機的統一を保つてゐる。複雑協働は即ち分業である。かくて彼等はこゝに相互に相補充し合つて慾望を満足せしむる事を得るに至る。かゝる場合には彼等は必然に相手に對して感謝の念を抱き、かゝる事實がしばしばくりかへさるゝ中には、利害を離れて相親しまんとする傾向に導かれるであらう。即ち最初利害

の一致即慾望の有機的連帯があり、複雑協働即分業があつて、次に此等に派生せられてこゝに愛着、親和の感情が生じて來るのである。且つ又こゝに附け加ふべきは最初差異の故に互に協働關係に立てば、彼等は其間に相互に心的交渉を有すべく之が再々くり返さるゝ時は、相互の理解、同情を深め或程度に於て同質の方向に相共に進む事が可能になるのである。かくて彼等の親和は兩方の分業が可能である限り異質の面からも結果され、同質の面からもまた生じ、こゝに愛着、親和の感情状態を持續し得るのである。

以上に於て同質異質の理論を概観した。こゝに立ち止つて、吾々は融和問題を顧みたい。一部同胞と一般同胞との間に種々の差異のある事は明である。然らば此兩者を親和せしむる方法如何。もし此等の差異が相互に補充し合ふ性質のものでない限り以上の理論に於て示す如く、兩方は却つて益々反感、鬭争の傾向を辿る外はないであらう。従つて融和促進の原則としては一部同胞と一般同胞とを種々の分野に於て差異の面、而も互に補充し合ふ如き差異の面を發見し、相互の利害を一致せしむる事、即ち慾望の有機的連帯を計る事、更に言ひ



換へれば分業を営ましむる事でなければならぬ。且又多くの差異點中如何にしても補充し合ふ事なきもの、たとへば不健康、不衛生、無智其他のものは勿論一日も早く除去する事に志すべきであらう。其と同時に勿論事實上の差異ありと誤解してゐる點に關しては啓蒙運動によつて真相を知らしむべきであらう。類似點の多き事は其自體として親和をもたらす所以であるからである。

## Ⅱ 傳統の心理

### 一、傳統の概念

一定の人々に屬し、而も時代から時代へと傳へられたるあらゆる觀念、慣習、習慣を總稱して傳統といふ。傳統はしばしば「社會的遺産」といはれるが、其れは、傳統が生物的遺傳と同じ様な役割を演ずるからである。即ち其は生物的遺傳の如く、吾々の行動様式を一定の

型に入れ、従つて吾々の行動は其によつて左右されるのみならず。其によつて吾々は過去に於けるあらゆる業績を未來に傳へ得るのである。所謂國民性や國民的情操の如きも亦之によつて持續されるのである。

傳統はかくの如きものである。其が人類の生活に如何に重要なものであるかは言ふまでもないであらう。もし傳統が無いとすれば吾々は昨日と今日との吾々の文化の聯絡も保ち得ないだらうし、従つて漸を追うて人類が進歩する事もなく、吾々は、常に、生れた許りの赤坊の様な幼稚な危つけない生活をくりかへさねばならないであらう。

然らばかゝる傳統は如何なる方法によつて傳へられるか。先づ第一に智的傳統は、今日では、書籍や教育制度等によつて傳へられる。然し其は事更考察を加へるまでもない事であるから其他の傳統、即ち吾々が知的反省を加へる事なく盲目的に従つてゐる所の傳統、即慣習或は因習について其機能、力、起原等を概観しやう。

慣習は一定の集團に於て其集團の大多數の成員によつて追求される行爲の形式である。而



してもし其人々が之に従はない時は、其の人々は社會から或制裁を受ける。侮辱や爪弾きなどの制裁が其である。此點に於て其は所謂習慣となる。なほ習慣は各個人の獨特のものであるが習慣は集團全體或は大多數が共通に抱くものである。

次に慣習は流行とも異なる。慣習は一定の集團の大多數の人々の斷えざる要求に應ずるが、流行は慣習程集團全般に擴がる事なく、また集團の人々の生活の根本に深い關係を持つものとは言へない。また慣習程長く持續するものでもない。もし流行が久しきに渡つて持續したとすれば、其はもはや流行ではなく、慣習の域に達してゐるのである。なほ此兩者の相異は慣習の持つ威力は過去の其力であり、流行の持つ威力は現在の其である。更に其が人々に追求される動機について見るに、習慣は過去に於て一般の人々に服従されたからといふ理由で現在の人々に服従され、流行は現在に於て人々に追求されてゐるからといふ理由で人々に追求される。流行は新しきを追ひ慣習は古きを追ふ。慣習、總じて傳統はかゝる性質のものである。さてこゝで吾々はかの差別意識をふりかへつて見る。差別意識は傳統としての、而も知的

傳統としてではなく單に盲目的傳統としての要素を多分に含んでゐるといふことが分る。即ち差別者は現在被差別者が差別待遇を受くるに値する何もものかを有してゐるからといふ理由よりも——勿論此點も幾分あるであらうが——むしろ只因習として過去の人々が差別したからといふだけの理由によつて差別してゐるは明であらう。此事實は、多くの調査が明に示してゐる。且つこゝに注目すべき事は差別意識なる傳統は、他の多くの傳統と異り、もはや差別者側の多數の人々が生活上價值ありとして斷えず要求してゐるものではなく、従つて其は何等の實<sup>質</sup>的の威力をも有せず、只々形式的に、墮力によつて今日存続してゐるに過ぎないものであるといふ事である。即ち差別者がかゝる意識を有せばとて彼等は實質的に何等の利益ももたらさないのである。従つて其は、此點から見れば、極めて易々と打破し得るものと言はねばならないであらう。差別者側がもつとく智的教養に富み被差別者側の歴史、其他に深い理解を持ち、差判意識の本體を洞察するに至つたならば、問題は容易に解決に近づくであらう。此事は所謂啓蒙運動が如何に重要なるかを明に示すものである。然し此問題は次



の慣習の起原、機能、力等を理解する事によつてなほ明にされるであらう。

## 二、慣習の起原

慣習は人々の模倣や暗示其他の相互作用によつて傳播され保持されるものであるが其起原について見ると、種々の意見又は判断が或個人を中心から放射され、其が他人の意見にぶつかり、其處で力をつけられ或は變形せしめられ、かくて其過程から多少安定した意見又は判断としてあらはれ、其後は他人の思想内容を一定の型に押し込めんとするに至る。原始社會に於ては人々の交通が盛に行はれないから、かゝる慣習の傳播は容易ではない。然し一度傳播するや其は極めて強い力と持続力とを有するのが常である。

## 三、慣習の機能

本能は、あらゆる動物をして、生活上の複雑な過程を一步一步、吟味せしめる事なしに、

彼等々導くといふ點に於て其重要性があると進化論上言はれてゐる。遺傳的構造はかくの如くあらゆる有機体をして複雑なる條件に、有効に、而も各個體の經驗とは無關係に適應せしめるのである。かくて、人間以外あらゆる有機體は常に、其種屬と同様の様式、過程に於て生活する。人間の行動は他の動物と同様に本能に左右されるけれども、而も其行動は個人の經驗によつて多少變形せしめられて行く。處で人間にあつては、人間の種屬は、特に、傳統または慣習をとほして個々人にはたつきかけ、其によつて種屬と同じ行動をとらしめる。傳統や慣習に保存されてゐる種屬の行動様式は、其種屬が過去に於て有効なりと實證した所のものであり。之によつて新しい世代の人々が試験し修得して行くの必要がないやうに豫め準備しておくのである。本能的行動と傳統的行動との相類似點は、共に種屬の行動であつて一個人の行動でない事、何等の反省をも要せずして行はれる事、及び一般的に言へば社會のあらゆる成員にとつて有用である事があげられるであらう。但しここに社會の成員にとつて有用であるといふ事は、其傳統の存する限り常にさうである、といふ事ではない。たしかに多く



の傳統は彼等の持ち得る眞の機能を果し、もはや何等の有用なる役割をも演じ得ざる程萎縮してゐるに係らず、尙殘存して或人々に或行動を強ひる事がある。之は社會にとつては非常に危険な事である、其社會の進歩、創造を阻害する事頗る大である。吾々には所謂新舊思想の衝突などの名稱によつて總括せらるる幾多の不祥事をふりかへつて見る時、思半ばに過ぎざるものがあるであらう。

所謂差別意識も昔の封建時代には或は相當役割を有したかも知れないが、もはや今日に於ては全然有害無益なる因習以外の何物でもないであらう。差別者はここに反省すべきであり被差別者はこゝに自覺すべきであらう。

#### 四、慣習の力

然し慣習の力は驚く程強いものがある。シエクスピアは之を「暴君」と言ひ、ロツクは之を「自然より尙有力なり」と言つた。更にベイコンは之を「人間生活上の最初の裁判官な

り」と言つた。誠に原始社會に於ては慣習は原始人の生活の全層に擴大し、如何に微細な行動に於ても滲み込んでゐる。文明社會に於ても亦其は意外に威力を逞うしてゐる。

かくの如き力は何處より來るか。其は集團そのもの、強制力として先づ威力を持つ。次に其は、人々が自分に習熟したるものに對しては愛着を持ち、未知のものに對しては恐怖を抱くといふ性質の故にまた人々に追求される。たしかに未開人の如きは新しきもの未知の物に對しては常に、神の怒りをもたらすものとして怖れて近付けなかつた。而して他の人々と一致した行動、久しくくりかへされた行動のみが彼等に理解されまた期待されたのである。慣習的行動に従つてさへ居れば安全であつた。新らしきものは、只新らしいといふだけでもはや彼等にとつては避くべきものであつた。かくて彼等は慣習に對して崇拜し新奇に對しては恐れ戰いた。かくて原始人は慣習を神聖なものとし、之に叛く事を嚴重に罰したのである。「人間性にとつて最も大なる苦痛は、新らしい思想の苦痛である。其は全く革命的である。其は吾々をして吾々が從來愛好した思想は結局誤つてゐるかも知れないと思はせる。其は吾々



の最も固い信念が根柢がないかも知れないと思はせる。」とパジヨットは言つた。新らしい變化がもたらされる時でさへ、其が一般にうけ入れられるまではうまく成功する爲には、其は古い慣習の装をしてゐなければならぬ。メインはかゝる濶制の多くの例を原始法律に於て發見してゐる。然しかゝる執拗な傳統、もはや其起原當時に於ける意義を全然失つたところの傳統を破壊して社會に生氣を與へ得るものは、言ふまでもなく優れたる理性である。

かくも偉大なる力を有する傳統を打破する者は、全く優れたる理性である、此點より見る時はかの差別意識も亦斷えざる合理化運動啓蒙運動によらねばならぬであらう。

## ■ 孤立的社會集團としての部落

### 一、部落の地理的社會的地位

凡そ人間と人間との間及集團と集團との關係には二つの場合があり得る。一は相互に孤立

してゐる場合であり、他は相互に接觸交錯して種々の交渉を有する場合である。次にこゝに云ふ所の「孤立」「接觸」は二つの意味に於て考へられる。一は地理的意味に於て、他は心理的並に社會的(くわしく言へば經濟的、政治的及び文化的)意味に於て。前者は即空間的に孤立してゐるか將又接觸してゐるかであり、後者は心理的社會的に孤立して相互に何等の交渉がないか、將又接觸して相互に何等かの交渉があるか、を意味する。

言ふまでもなく、此兩者即地理的孤立接觸と心理的社會的孤立接觸とは必ずしも平行するものではない。即ち二人の人又は二つの集團が相互に空間的に孤立してゐるといふ事は直に此等兩者の間に必ずしも心理的社會的交渉がないと言ふ事と一致するものではない。手紙其他の交通によつて精神的交渉をなし得るからである。又同様に空間的に接觸してゐるからといって其間に必ずしも心理的社會的交渉があるといふわけではない。「大都市に大孤獨あり」(The great city the great solitude) といふ言葉はよく其を示してゐる。

然しながら次の事だけは言ひ得ると思ふ、其は地理的孤立は心理的社會的孤立を生じ易く

孤立的社會集團としての部落



又反對に地理的接觸は心理的社會的接觸を促し易い、といふ事である。「去る者は日々に疎し」と言ひ「接すれば情生ず」と言ふ事は其間の消息を語るものと言ひ得やう。蓋し人々が同一の地域に於て面と面と接觸した生活をすればかゝる不斷の面接其事によつて相互に理解愛着其他の心理的傾向を生ずるに至り、又同一の自然的環境に於て兩者が生活する時は精神的物質的生活上の慾望や利害が平行し易く、其平行は兩者の連帯又は對立を必然に促し、従つてこゝに又兩者の種々の心理的社會的交渉がこゝに生成して行くのは當然の成りゆきだからである。

さて然らば吾々がこゝに考察せんとする所謂部落は他の一般の人々の集團と如何なる關係に於て今日存在し又過去に於て存在したか。先づ地理的關係について言へば過去に於ても現在に於ても部落は一般側の集團と接觸して居り、且つ心理的文化的交渉も亦行はれてゐるのが普通である。よし一般側と地理的に隔離してゐるとしても其隔離は甚だしく大きくなく、相互の物質的及び精神的生活上の交渉は可なり行はれてゐるのが普通である。即ち地理的に

相互に孤立して而も生活上相互に我不關焉の無關心の状態にあつた事は概してなかつたと考へていふと思ふ。(もし假りにかゝる状態があつたとしても、吾々は其を今問題にする必要はないであらう。何者となれば其場合には所謂差別意識従つて融和問題はおこり得ないから。)

然しかくの如く地理的には兩者共接觸し且つ日常生活上の諸種の交渉があるとは言ふものゝ、兩側の住家が互に交錯してあつたといふ事は極めて稀であつて、殆んど凡ての場合兩側の住家は夫々別々に集り、所謂部落側は部落なる名稱が示すが如く市又は町又は村の街外れの一隅に密集してゐるといふのが普通である。この事實は先づ注目すべき事柄である。

次に又一般部落と所謂部落との發生の順序は如何といふに殆んど凡ての場合、一般部落が既に存在して居る所へ所謂部落が其一局部に徐々に發生したものであるといふ事が此方面に於ける歴史的研究によつて明に示されてゐる。即ち一般部落側と所謂部落側とを打つて一丸として見れば、所謂部落側は常に新參者なのである。この事實も亦吾々が注目すべき事柄で





ある。

かくの如く部落は昔も今も地理的には一般側の街外れに密集して居り、發生的には一般側先づ生じ其後徐々に部落側が生れ、更に日常生活上、一般側と經濟的、政治的、文化的なる種々の交渉を有してゐる。

〔附記〕 本章の見出しを孤立的社會集團としての部落とした事は只今の所論から見れば聊か矛盾して見える。嚴密に言へば確に矛盾である。然し私は部落の人々が部落として地理的に密集生活を營んでゐる事、他の一般側と社會生活上種々の交渉があつたとしても、其の交渉は部落の人々間の其に比べて概して非常に乏しいものである事、又部落の人々は一般に孤獨を感じつゝある事、更に後に述べる「來り人」の場合は彼は殆んど種々の意味に於て孤立してゐたといふ事を考慮して部落を目して敢へて孤立的集團とした。即ち「孤立」的なる言葉をこゝには相對的の意味に於て使つたものである事を一言斷つておく。

所謂差別意識は一方から言へば實に此等の背景の下に一般側と部落側との間を断えず交流しつゝある執拗なる意識である。又他の一方から言へば逆に此差別意識を背景とするが故に部落側は一般側によつて、密集生活を餘儀なくせしめられ、而して日常經濟上政治上文化上其の他あらゆる方面に於て不當なる役割を強制されてゐるのである。其故に吾々は、差別意識を理解せんが爲には先づ此等の事實を理解しなければならぬ。

## 二、來り人

如何なる事情によつて、既に存在せる一般の人々の部落の街外れに新に所謂特殊部落が生じたか、此問題は從來此方面の歴史研究家によつて種々明にされてゐるやうである。その結果によれば先づ何處からとも知れず浮浪人が一般側部落に流れて来て、その生活を保持するため一般側の人の雜役に従事したものが其街外れに土着して居住し、其後の所謂部落の因をなしたといふ事である。其街外れとは「河原」や「坂」や其他の場末であつた爲「坂の者」

孤立的社會集團としての部落



「敵所の者」「下り者」等々の名稱を以て呼ばれたといふ事である。要するに彼等は一般側から言へば外來者即ち所謂「來り人」である。

かゝる「來り人」に對して一般側は如何なる心理を抱き如何なる待遇をしたであらうか。此點を少しく考察して見たい。

原始に溯れば溯る程人類は小さい範圍の集團生活を營み従つて其集團の習慣や道德や宗教や其他一般の生活様式等所謂社會意識（又は集團意識）も固定して居り、其拘束も亦頗る強かつたと言ふ事は、多くの社會學者が教へる所である。かゝる集團の人々はかゝる小範圍に於てのみ相互の婚姻、交際、取引、儀式其他日常生活上の一般の相互作用を營み、かくて彼等はたへず面と面とむかつての生活を營んでゐた。其故に彼等相互の間には親和や理解や同情や寛容が深く行はれ、従つて其集團は結束が頗る強かつたのである。彼等は自分達の集團を無條件に誇り之を神聖視し、他の集團に對して威嚴あらしめんとする。集團に對する「儀

性」や「忠誠」やはかくて無條件にさづけられるのである。

然しながら一の集團内部に於て其集團の人々がかくの如く親和が深く結束が固いといふ事は直に他の集團の人々に對しては反對に頗る強い憎惡や無理解や反感や偏狹等の心理となつて現れる事を意味する事は、人間本來の心理的傾向より見るも亦之を種々の歴史的具體的事實に徴するも疑ひ得ない所である。米國の社會學者サマサー（Sumner: Folkways）を始め佛國のエミール・デュルケム（Durkheim: De la Division du Travail Social; Les Formes elementaires de la vie religieuse etc）其他多くの原始民族、原始規範研究家は夙に此事實を指摘してゐる。而してかくの如き封鎖的性質は決して遠き昔の原始民族や今日の未開民族にのみ見らるゝのではなく、地上のあらゆる社會、あらゆる時代に於て程度を異にして發見する事が出来る。只原始時代には其が強く且つ明にあらはれ、其後人類の歴史のすゝむにつれ、又未開より文明へすゝむにつれて漸次弱く且つ見出し難くなつて來てゐるだけである。例へば人がもし我邦の封建時代に於ける各藩の封鎖的排外的傾向を思ひおこすならば思ひ半



ばに過るものがあるであらう。人が徹底的コスモポリタンにならない限り、即ち彼が集團生活より解放されない限り、かゝる傾向を脱却する事は出来ないであらう。

其故に所謂「來り人」が溘然として既存の一般部落へ流れ着いた時、其處の人々から彼が受けとる待遇は極めて明である。即ち彼が先づ一般側より只侮蔑の目を以て見られ、警戒すべきものとしてとられたのである。

かくの如き形式的理由の外には更にいよ／＼侮蔑されるべき次の實質的理由を持つてゐた。

第一、彼は如何なる意味に於ても何等の力なき者であり生存上の落伍者であつた。其故に一般側は彼をいよ／＼賤視し、冷遇し彼に雜役賤業等を強制して自分達の爲に役立てたのであつた。而して其限りに於てのみ彼の生活は保證されたのであつた。

第二、彼は其部落の傳統や生活様式に對して未だ泥んでゐない。即ち集團獨特の集團意識に捕はれてゐない。其に對して彼は超然として居り、言はゞ「客觀的立場」に立つて居るので

ある。

第三、彼は「來り人」であり浮浪人であるからいつ又其の部落を立ち去るか分らない。即ち流動性が大きいのである。従つて其部落の元來の人々は彼を其部落の連帶性を亂す危険性があるものと見る。かくて彼に其部落の一員としての權利や義務を賦與する事を控える事となるのである。

第四、此等の「來り人」の來る前に其部落の最下層にあつた人々は、自分達の下になほより低き新參者が出來ると忽ち此等の新參者に對して優越を感じ、常に之等の者を支配せんとする。自分達が上の階級の者より支配され、隷従を強いられ、ば強いらるゝ程、下の階級の此等の人々を支配し隷従せしめんとした。

此等の實質的理由により此等の來り人は一般側と、よし地理的には接觸して居ても、精神的には離れて居り、交婚、交際其他一般の事が對當に許されなかつたのである。換言すれば一般側と此等來り人との間に親和や理解や寛容の心を自由に交流せしむるには右の如き餘り



に多くの故障があつたのである。

〔附記〕「外來者」なる者が一般に如何なる社會的性質を有するものであるかを簡明に論じた研究を照介しておく。其は Ge org Simmel : Soziologie Kap IX, P. 62。

### 三、部落の生成と差別意識

さて「來り人」が種々の賤業に従事し右の如き待遇をうけながらもなほ彼等が永く一般側と同居してゐたとすれば、恐らく彼等は其一般側の集團の一員として漸次より高き待遇をつくるに至つたであらう。何となれば彼は賤業とは言へ其に従事する事によつて他の一般成員の獲得し得ざる利益を独占する事が出来たから、經濟生活に於ては概して裕福になり易く（喜田貞吉博士、融和問題に關する歴史的考察六十四頁其他）又久しい間には其集團の集團意識を理解し、之に泥ひに至るべく、尙又一般の人々との「面と面」との日常生活を續ける事其事により相互の理解や同情や寛容を來すに至るであらうから。然るに彼等は同類のもののみ

の密集生活を營む事が常であつた。其の理由は次のやうに考へられる。

一は彼等の職業が屠殺及び其に類する所謂賤業であつたからである。かゝる賤業は如何なる國、如何なる時代に於ても、街外れに於て營まれるのが常である。我國も亦其例外ではなかつた、其故に此等の職業に従事する彼等は勢ひ街外れに密集する外はなかつたのである。

二、彼等は一般側から先述の如き冷遇をしばしば受けた結果、其に應じて同類者間の同情親和を強めるに至り従つて同類者相互間のみ婚姻其他一般の交際をなし、且つ居住地の接近を望んだのである。

三、彼等は所謂第四階級であつた。公民權は與へられず、従つて自治を強制されて居た。かゝる自治を實施するには居住地を散在せしむるよりも密集せしむる方が好都合である。又其を強制されたのであつた。

部落は一般に此等の事情によつて發生したのであると私は考へる。

さて所謂部落なるものが、一般の部落の街外れに、かくて發生した後の此兩部落の關係は



自ら明である。即ち所謂部落には、其部落特有の集團意識が発生し、他の集團に對しては封鎖的となる。此の事のみから先づ一般側と部落側とはすでに反感的關係が生ずる。次に、かかる部落が他の一般側より經濟生活に於ても其他一般の文化に於ても劣つてゐたが爲に、他の集團から愈々侮蔑されるに至つたのである。而して此兩者の中、前者よりも後者の方が差別意識を構成するに於て、より大きな役割を演じたものと私は考へる。

然らばかくて生じた差別意識は如何にして除去すべきであるか。吾々は此根本問題に立ちかへらねばならぬ。

- 一、密集生活従つて其より生ずる部落意識が所謂差別意識の一原因として考へられる限りに於ては、かゝる生活狀態を打破する事が必要であるといふ事が理論上成立する。
- 二、經濟生活其他一般の文化が劣つてゐるといふ事が原因であるといふ點から言へば、此等の向上が當然必要である。

三、然しながら此等の事は如何に必要であるとしても亦たしかに當面の問題として何等か

の方法を講ずべき理論的基礎ではあるとしても、なほ吾々はそれだけで所期の効果をあげる事は出来ないであらう。私は考へる。差別意識の人々の間の「理解」「寛容」の不足から生ずる。然るに人々の理解や寛容の大小は人々の「社會團」又は「社會範圍」の大小に比例する。此事は本稿の始に於て述べた原始人類の封鎖的集團、及びよつておこる封鎖的集團意識の理論よりおして明であらう。其故に單に所謂部落の人々のみでなく、一般の人々が夫々の社會團を擴大し、従つて社會意識を擴大して行く事によつて、彼等を色彩るあらゆる封鎖的性質を除き去る事こそ吾々の究極の目標であらねばならないのである。而して其方法は實に人々の精神的、物質的「交通」——交際、協働、其他一般の相互作用——に外ならない。而して、最後に、かゝる「交通」を可能ならしむるには彼等の間に、第一、面と面とを接觸せしむる機會を出来るだけ多くつくる事（其は具體的にはあらゆる教育機關に於ける共學、祭祀其他に於ける共同作業等々をあげる事が出来る。）第二に彼等相互をして協働せしむる機會即ち利害關係を連帶せしむる機會をつくる事（農業、林業に於ける共同經營等）がまさに必要なのである。



## V 階級としての部落

融和問題は所謂部落を日本國家に於ける一の社會階級として取扱ふ仕方によつて解決し得るに非ずや、といふ見解は今日此方面に於ける可なり有力なる見解と見る事が出来る。所謂水平運動は其理論的基礎を正に此點におくものと言ひ得るであらう。其故に吾々はこゝに階級としての部落の性質を、次に聊か描出して見たいと思ふ。

尙本稿に對する批判が「融和事業研究」第十五輯にあらはれた。其に對する私の反批判も同誌に掲げておいたから参照せられたい。

### 一、階級の概念

今日人々は社會問題と言へば先づ階級なる概念を、また階級と言へばブルジョアとプロレタリアとの二つ概念を多くの場合思ひ泛べるであらう。

誠に階級の對立を抜きにしたる社會問題は今日に於ては殆どナンセンスに近いといつていゝ。又社會階級を有産階級と無産階級との二つに區分する仕方は現代に於て最も支配的な仕方であるといつていゝ。

然しながら、言ふまでもなく社會階級はブルジョアとプロレタリアと二つに區分する外に更に、智識階級と無智識階級との二つにも又貴族階級と非貴族階級との二つにも區分し得るのである。又特に此の最後の區分に於ては貴族階級と非貴族階級とは國により民族により種々の名稱の下に、多くのものに細分されるのである。例へば印度の如きは、古來、婆羅門、刹帝利、毘舍、首陀羅の四つに區分され、また日本に於ては、古くは公家、武士、庶民、賤民の四つに、今日は華族と士族と平民との三つに分たれてゐる。而して古き時代の庶民は更に農工商等に細分されるに反し今日の士族と平民とは法律的、即形式的には、二つの上下の區分として存在するけれども實質的には同一の階級と見ても差支ないやうである。



さて此等の區分の中ブルジョアとプロレタリア或はインテリゲンチヤと非インテリゲンチヤとの二つに分つ仕方は勿論相對的流動的な仕方である。即ちAなる人はBに比すればよりブルジョア的であるがCに比すればよりプロレタリア的であるといふ事になる。インテリゲンチヤに就ても同様な事が言へる。従つて其中間には幾つもの段階があり得るわけであり、此兩階級は全體として譬へば一の坂の如く一連の層をなすものである。之に比すれば貴族階級と非貴族階級との區分は絶體的固定的である。貴族階級に屬するAは常に貴族であり、非貴族階級に屬するBは常に非貴族である。但し言ふまでもなく、かく言ふ事によつて私は非貴族階級に屬するものは永遠に貴族階級に上り得ず反對に貴族階級に屬する者は永遠に非貴族階級に下り得ずといふ事を意味するものでは決してなく只、一人の人は同時に兩階級に屬し得ずといふ事實を意味するものであるといふ事は斷るまでもないことであらう。従つて此等の階級は前者の場合の如く全體として一の連續體をなすのではなく譬へば梯子の如く其段階の數が固定してゐるのである。

さて然らば階級と階級とを區分する原理は何であるか。

其は一般的に言へば「社會的力」であるといふ事が出来る。詳しく言へば富力、知力、及び權力等を意味する。即ちブルジョアとプロレタリアとは富力の上下により、インテリゲンチヤと非インテリゲンチヤとは知力の上下により、而して貴族と非貴族とは權力の上下による區別に外ならないのである。尤も此中貴族と非貴族とは最初は何れの國に於ても常に權力といふ實質的な概念による區分として成立するのであるが漸次「身分」と呼ばるゝ形式的概念におきかへれるやうになるのが一般である。其故に吾々は(一)財産、(二)智識、(三)身分の三つの區分原理に従つてあらゆる階級を三つの方面に分ち更に其各方面に於て上下の二つの階級を分ける事が出来る。表示すれば次のとおりである。

	區分原理	上	下
財	產	有產階級	無產階級
智	識	智識階級	無智識階級
身	分	貴族階級	非貴族階級
階級としての區分			



## 二、財産智識及身分の相互關係

次に此等の三方向の關係を概観する。

如何なる國、如何なる民族に於ても古くは身分あるもの即ち貴族階級は同時に智識階級であり又有産階級であつた。逆に下の非貴族階級は其に反して無智識、無産の階級であつた。而して此等の各方向に於ける上位のものは概して其社會の直接の統治に關する役に當るものであり、下位のものはその社會の物質的生産に従事するものであつた。

さて一つの社會が其自體として存在する爲には其社會の初期に於て、其社會の内部に統治に關する役割を演ずるものと、其をばなれて社會の生産に物質的生産に——従事するものと二つに分れる事は理論的に必然であり、又歴史的に見ても其通りである。あらゆる社會に於ける「分業」の起原は一般的には此處に即此二つの役割の分化に其最初の形態を見出す事が出来る。而して其社會は、此兩者の有機的相互扶助によつてのみ存続し得るのであるから、

此點のみから見れば、此兩者の役割に就いて何れを重しとし、何れを輕しとするかはにはかに決定し難いであらう。従つて何れに社會的權力がより豊富に與へらるゝかも亦決定し難いわけである。理論的にはまさにかくの如く此兩者が二つの上下の階級を形成するに到る過程は説明し難い事柄である。然るに事實上、如何なる國、如何なる時代に於ても統治に従事する者は常に社會的地位に於て上位を占め、生産に従事するものは常に其の下位を占むるに至つてゐる。こは何故であるか。之を説明せんと欲せば吾々は只歴史的に多くの國家多くの民族について見る外はないのである。

さて歴史の示す所によれば、其かみ人類が未だ所謂原始時代にありし頃はあらゆる集團は相互に斷えざる鬭争をつゞけてゐた。所謂部族の鬭争時代である。(何故にかゝる時代が生れたか、又其前時代の人類の集團生活は如何などについてはこゝに省略する。拙著社會學概論を参照せられよ。)さて集團の鬭争に勝利を得るには、其集團の成員が一の指揮者の下に一の強固なる統一を保つ事が必要である。而て其指揮者たる者は智力に於て優秀なる人物が先



つ選ばれるのも亦必然である。而して此等の點に於て優秀なるもの、所謂酋長や武將は勝利を占むる毎に其集團の一般の人々から愈々感謝と尊敬を拂はれたのであつた。従つて彼は平時に於ても自然其集團の統治者としての地位を占め、其集團の全生産及び全財産の管理を委任せしめられるに至つたのである。蓋し原始時代に於て未だ所有權が發達せず多くの場合共産的生活を營む間は、其集團が此統治者の下に統一的生活を營むには其集團の全生産と全財産とをあげて統治者たる彼に其管理を委任する事が極めて望ましかつたのである。

かくの如く軍事上並に政治上の、即ち統治上の仕事は彼及び彼の周圍に、其他物質的生産上の仕事は一般の人々に一任され、こゝに分業が完全なる形に於て確立したのである。(註)  
 (註) 尤も之が人類の持つ分業の原始的形態といふのではない。あらゆる人類、更に人類に近い高等動物に於て、普通に存在する集團生活即ち家族生活に於ては既に男女の性其のものより自然に發生する所の仕事の分化があつた。即ち女子は子女の養育其他を、男子は生活資料の獲得を夫々の仕事としたのであつた。

然しながらかゝる所謂第一次的團體たる家族に於て性其者の區別により生ずる所の分業をはなれ第二次的なる集團、即ち部族や、國家等に於ける分業について見れば——之が今日一般に言ふ所の分業である——其はこゝにいふ所の統治上の仕事と生産上の其との區別として、先づ第一に生れたものと見るべきであらう。

酋長はかくて其集團に於ける指揮、命令の他位を占め、他は其に服従する事によつて其集團の統一が保たれる事になつた。かくて其社會の社會組織や社會意識は此酋長を中心とし、源點として構成せられるに至つたのである。一言にして言へば酋長の意志はとりもなほさず其集團の意志と見做さるゝに至るのである。従つて其集團の財産の管理者たる酋長は其財産が事實上は集團全部の共有なるに係らず其を自己の私有物として取扱ふに至つた。従つてかくの如くにして統治權と財産とを獲得したる酋長及び其周圍は自然一般の人々に對して威嚴と威容とを持ち、一般より威服せらるゝに至り、かくて一般の人々は其生産の大部分を「集團の爲に」といふ美名の下に彼等に提供する事を餘儀なくせしめられたのである。



こゝに於て當然、權力や財産上の上下を中心として上下の二つの階級が生れ、生産に従事する者は殆ど凡ての場合に於て常に下位に、統治に従事するものは常に上位に座するに至つた。而して此等上位の階級は物質生産に従事する事なきが故に、常に有閑階級であり、こゝに於て勢ひ精神的勞働に即ち學問、藝術に進むに至つたのである。こゝに吾々は此兩者が又智識階級と無智識階級との二つの區別にも照應するに至つた根據を見出すであらう。

かくの如く社會生活に於て先づ必然に生じた統治と生産との二大役割の分化即ち二大分業の發生から必然に上下二つの階級が生じたのである。而して此上下二大階級は常に必然に權力、財産、智識の三つの方面に於ける上下の差異を意味するのである。之即ち古き時代に於ける階級の一般的形式である。

然るに後に述ぶるが如く、かくて生じた上下の階級は夫々封鎖的世襲的性質を帯びるのが一般であつた。従つて如何に凡庸の者、實力なき者といへども一度上位に出生する時は、常に上位のものとしての權力を與へられ、下位に出生したものは如何に優秀なるもの、實力あ

るものといへども常に種々の方面に於て其自由を剝奪されたのであつた。即ち此封鎖的性質は其當時の統治者爲政家——之勿論上位の人々である——が常に自己の爲、意識的無意識的に計つた爲に生じた性質である。而して實際上力なき者を保護する爲に「身分」「門閥」なる形式的な武器をつくり、上位の人々と下位の人々とは人間として本來、尊卑あるものとの觀念を無智なる下位の人々に教へたのである。「身分」「門閥」はまさに無力なる彼等上位の階級の人々のカムフラージュに過ぎないのである。(註)

(註) 但しこゝは一般的に概観した場合に於ての議論であり、勿論例外の場合もある。我國に於ける身分關係特に我皇室と國民との關係は之を他國の場合の如く一律に考へ得ざることは斷るまでもないであらう。従つてこゝに言ふのは諸外國に於ける其と我國に於ける皇室以外の身分あるもの及び爲政者と他の一般とをさすのである。

然るにこゝに最初相互に平行したこの三つの層が、歴史の進むにつれて必ずしも平行し得ざる事情が生じた。其は實に歐洲に於ては産業革命による所謂近世ブルジョアの發生であり



日本に於ては徳川中葉以後の町人の經濟的進出によるのである。

如何にして歐洲に於て所謂近世ブルジョアが発生したか、又如何にして日本に於ては徳川中葉以後に於て町人は經濟的に進出し得たか。また何故に此等が三方面に於ける階級の平行的關係に變革をもたらしたか。私はこゝに此等の記述に説明を試みる余裕と必要とを有しないのであるから、此點は省略する外はないのであるが只歐洲に於ける産業革命と徳川時代の町人の經濟的進出、即經濟に優越の地位を占めた事とが、階級の歴史的考察に於て注目すべき現象であるといふ事のみを明白に指摘しておかねばならぬ。而してこゝに最初三方面に於ける階級の平行關係の變革を生じたといふ事は即ち貴族必ずしも有産ならず、有産必ずしも貴族ならず、及び智識ある者必ずしも貴族ならず又有産ならず、知識なきもの必ずしも非貴族ならず無産ならずといふ風に此等が不平行になつた事を意味するのである。而して其不平行關係は今日に於て特に著しといふ事實は何人も之を認めるであらう。

### 三、封鎖階級と非封鎖階級

階級には封鎖的性質を持つ階級と非封鎖的即ち開放的性質を持つ階級とがある。封鎖的性質とは一度力の差異によつて人々の社會的地位に上下の區別を生じた後は、其人々の子孫も上位に出生したるものは其自身何等の力なくとも上位に屬し、逆に下位に出生したるものは如何なる力ありとも下位に屬し而して此兩階級間に何等交婚行はれず交際も對當に行はれざるを言ふ。而して此處には職業の世襲が必然に存続するのが一般である。一般に世界各國に於ては過去に溯る程其色彩が頗る強烈である。然し歐米の所謂、文明國は其封鎖的性質は早くより開放的性質にかはりつゝある。日本に於ては特に其色彩が薄らぎ出したのは實に明治維新の前後であつた。而して其はかの所謂自由民權思想の發達と相伴ふものである。とは言へ歐米に比すれば日本は今尚ほ多分に封鎖的である事は何人も認め得るであらう。但しかの印度の Caste の如く、幾千年連続として持續し而も其封鎖的性質がなほ純粹なる形に於て



存續せるに比すれば、日本の階級ははるかに開放的である。

一の社會に於ては兩階級が封鎖的性質を有する場合に於ては、其社會の組織や制度は常に上層階級の利益、幸福を中心として構成せられる。而して下層階級は只上層階級の利益、幸福の爲の手段としてのみ存在理由を認められ得るに過ぎなくなる。従つてかゝる社會に於ては上層階級は多くの權利を享受するに反し義務は少く、反對に下層階級は多くの義務を強制せらるゝに反し權利なるものは殆ど認められない。換言すれば上層階級は種々の「自由」を豊富に與へられ、反之下層階級は種々の形式に於て種々の方面に「拘束」を加へられてゐる。

而してかゝる客觀的に見て不平等、不公平な關係は該社會の社會意識として客觀化され、固定化され、該社會の上下一般の人々に強制さるゝに至るのである。而して上層階級が常に財力や智力や權力などの實質的社會力を失はずして此關係が久しきに渡る時は、かゝる社會組織や社會意識は一般の人々から當然の事としてうけとられるのであるが、一度下層階級が智識を獲得して彼等の社會的地位を自覚すると共に上層階級が此等の實質的力を失つて、僅に

かゝる社會意識や社會組織の硬化作用によつてのみ、幸ふじて形式的に傳統的に上位に座する時は、こゝに上下階級間の鬭争的色彩は強まり、自由平等の叫びは擴大して行く。歴史上のあらゆる自由平等の思想は、常に階級解放の思想として存在する。而してかゝる階級的色彩を帯びた傳統的な社會意識は封建思想、官僚思想、或は事大思想などと稱せられ、階級間が開放的にむかひつゝある社會に於て一般に排斥さるゝのである。今封鎖的なる階級間の心理的狀態を見るに、上層階級は力の欲望即ち支配の欲望を十分に満足せしめ得るに反し、下層階級は其を常に抑壓せしめられる。従つて前者は尊大であり後者は萎縮してゐる。或場合に上層階級の者に對して心服する事があつても其は例外であつて多くの場合、只畏服してゐるに過ぎない。従つて其間は殆ど多くの場合愛着、親和、同情等の暖かい感情は交流せず、反對に反感、敵意、憎惡等の冷い感情が内面的に横はるのである。

非封鎖的即ち開放的性質とは封鎖的なる場合と反對に上下の階級間に交婚、交際が行はれ



る場合をいふ。従つて其處には職業の世襲もなく、又上層のみの利益、幸福を中心にした何等の制度も組織もない。従つて又兩者の間の心理的狀態は封鎖的階級の場合とは反對に親和同情が擴く行はれるのである。但しかゝる社會は今日其純粹なる形に於ては地上には何處にも存在しない。彼つて其は單に理論的構成物に過ぎない。所謂「理想の社會」とはまさにかゝる社會である。あらゆる人道主義的自由主義的デモクラシー的思想はこゝに其目標をおくものと言へよう。

(附記)所謂理想の社會には「階級」は存在せざるか。此點に關し二つの見解がある。一は階級なしと見るもの他は階級ありと見るものである。前者は理想の社會に於ては人々は純粹に平等でなければならぬ。従つて其は必然に階級の撤廢を意味すると。後者は之に反對する。(一)理想の社會とは各人の自由が完全に認められる社會でなければならぬ。然るにあらゆる人間に種々の個人的差異がある以上、各人の自由を徹底せしむれば不平等生じ、平等を徹底せしむれば自由は失はれる。(二)一の社會が存続する爲には其内部に統治者と

被統治者とがなければならぬ。被統治者は其社會の生産に従事し、かくて此兩者の相互扶助によつて社會は進展する。統治者は必然に其社會に於ける優秀者が選ばれ其役割は一般よりは重く従つて之に對して一般はまた必然に感謝と尊敬を抱くに至る。かくて彼等はいかゝる統治者と平等なる社會的待遇をうくる事を却つて望まなくなるのである。こゝに必然的に社會的地位や待遇に上下の別、即ち階級が必然に生ずる。人々の望む所、従つて自由とする所は、各人の實際上的社會的活動の上下差異に應じて、夫々待遇や地位に上下差異を附する事である。かくて階級の成立は必然的な道行であり、只階級間の開放的なる事のみが理想社會たる所以となるのである。

然らば現實に存在するあらゆる社會の階級は如何といふに其は言はゞ半封鎖的(或は半開放的)社會であるといへやう。即ち兩者間には職業の世襲もなく、また交婚、交際を禁止する何等の規定も制度もない。又自由に上下の階級を出入すべからずといふ事もない。即ち形式的には開放的である。然しながら實際上は今日の社會組織に於ては無産階級のもの容易



に有産階級には入り難く、又無智識階級の者は多く無産階級に屬する故、智識を習得する機會と資力に乏しく従つて容易に智識階級たり難い。(註)

(註) 尤も此點は前者に比すれば其可能性ははるかに大きい。かくて無産にして有識なるものが相當に存在し得る。

さて吾々は以上に於て社會の階級間に封鎖的と開放的との二つの場合のある事、而して一は鬭争的であり他は親和的である事を述べた。勿論前の場合と雖ども其社會が全體としての一の統一や調和を計つてゐる限り、上下の兩階級間には相互扶助や、給付、反對給付の關係即ち協働關係が其中心に存在する事は明かである。下層階級が如何に上層階級の爲に其勞力を「搾取」せらるゝ事ありとも、他面に於て、軍事上、政治上其他各方面に於ける其社會の秩序や統一が有産階級によつて保證さるゝ限り、上下兩階級は一種の相互扶助關係に立つと見なければならぬ。後の場合は尙更である。従つて、階級間の關係は常に、一方は支配し他は服従するといふ關係を保ちつゝ其間常に協働が行はれてゐるといふ事を其本質とすといふ事が

出来るであらう。従つてマルキシズムに於ける所謂階級鬭争説即ち人類の歴史は階級鬭争の歴史であるといふ見解は極めて一面的であると言はねばならないであらう。

#### 四、部落の階級的性質

さて私は以上に於て可なりに長々と階級論を素描して來た。言ふまでもなく、私は之によつて吾々の當面の問題である所の部落の階級的性質を把握せられたであらう。其故に私は此問題に就いて只簡明に解決を與へておかうと思ふ。

問ふ。所謂部落は如何なる階級なりや、所謂部落とは如何なる階級的關係に立てりや。此兩者の關係を如何にあらしめる事が、吾々の目標なりや。且つ其方法如何。問題はかくの如く次々に迫つて來るのである。

先づ私が指摘し度い事は、所謂部落と一般部落とは「身分」の上下による二つの階級であるといふ事である。次に所謂部落は概して無産並びに無智識階級であるといふ事である。

階級としての部落



さて所謂部落の階級的性質を研究するには先づ歴史的になされねばならぬ。然る時は之を三つの時期に區分して試みる事が理解に便利であるやうである。一は徳川時代以前、二は徳川時代、三は其れ以後今日までである。所謂部落は階級として此三つの特徴ある段階を経てゐる。第一と第二の兩時代に於ては、其名稱、其職業等、細い點に於ては種々の差異あるも共に社會上の地位に於て下層のもの即ち、所謂農工商等庶民の下位に屬するものであつた。而して第三の時代即ち、明治維新今日までに於ては其は所謂庶民と同等の地位に昇り、同様に平民と稱せられるに至つた。現代では此等の平民は士族の下にある族姓として法制上存在するけれども事實上は最早や士族、平民の差異なきまでに至つてゐる。只然しかく實質上士族と同一の地位に於て考へられる平民は、平民全體即ち新舊總ての平民ではなく所謂部落以外の農工商より來る所の普通の平民だけであつて、所謂部落より出でたる平民ではない。其故に實質的にはむしろ昔日の武士と農工商等の庶民とが一つになり其下層の階級のものはやはり昔日の如く差別待遇を蒙つてゐるのが現状であると見る事が出来る。即ち形式的に見れば

現代の日本に於ては、華族、士族、平民の三つの階級が身分を示すものとして存在するが實質的には、華族、士族並に普通平民、○平民の三つに區分されてゐる。而も此三者中、前二者即ち華族と士族並に普通平民との間は可なり開放的であり、交婚、交際が廣く行はれてゐるが上二者と下二者との間には、よし表面的には交際が普通に廣く行はれても、内面は依然反感的封鎖的關係にある。此事實は特に「交婚」が一般の人々と部落の人々との間に於て極めて制限されて居り、種々の悲しい問題が其によつてしばしば生ずるといふ事實によつて明に證明する事が出来る。蓋し交婚の有無は常に階級間の關係が封鎖的なりや、非封鎖的なりやを決定する極めて重要な要素であるからである。

かくの如く現代に於ては、實質的に所謂部落と一般部落とは封鎖的關係にある。而も其封鎖的性質は勿論徳川時代に於けるが如く、法制上認められたものでもなければ社會道徳上許されたものでもない。法律上は既に明治元年の彈左衛門並に其配下の人々の平人回復及び明治四年の所謂四民平等令によつて既に々々撤廢されてゐる。此等の法令其ものがまた決して



② 經濟的、政治的理由から生れたものではなく、只々道德的基礎に立つてゐるものである事は此等の發令前後の當時の事情を見れば明白である。従つて此精神は其後漸次徹底せしめられ、今日ではかゝる封鎖が何故に道德的に罪惡であるかは、少しくものゝ分る人も疑はない所である。只無智識なる人々——本能と傳統とにのみ支配されて生活してゐる多くの無智なる人々のみが無反省に所謂部落の人々を身分の異なるもの、一人前の人間に非るものと考へてゐるのである。

① 要之所謂部落に對する一般側の封鎖的態度は先づ身分が異なるものと傳統的觀念によつて生じたものである。固より其は次に述ぶるが如く、所謂部落が一般無産、無智識階級であり、其生活状態や一般文化も一般側より低い程度にあるといふ事にも起因する。然し此等の諸種の因子の中、私は最初のもの即ち身分が異るとの傳統に支配さるゝ事が最も大きな原因であると思ふ。何者所謂部落の人々の中に、有産、有識なる人々があつても、一般の人々は此等の人々に對してやはり其封鎖的差別的態度を捨て去らず又一般部落の人々に無産、無智識なる

ものが多くあつても之に對してはかゝる差別的態度を左程にとらないからである。なほ今日の所謂部落が身分的差異あるものとして一般より取扱はれてゐる事は、所謂多くの差別事例が示してゐる。例へば言語や表情や其他の形容によつて侮辱をあらはす事、慶弔を共にする事を忌む事、同一の氏子たる事を嫌ふ事、住宅の共同を嫌ふ事、而して特に一般側と部落側とに戀愛事件や結婚問題がおこる時、當事者は共に結婚を欲するも、一般側の周囲が頑強に反對する事等の事例は結局只「身分の相異せるもの」との觀念に基くものと言ふべきである。此等は決して、無産階級間又は智識階級と無智識階級間に於ける差別と同一のものではないのである。

然らば溯つて徳川時代は如何。

言ふまでもなく此の時代こそ所謂部落の最も悲惨な時代であつた。尤もこゝに悲惨であると感じるのは吾々の現代意識から見ての事であつて、當時の所謂部落の人々がさう感じたのではなく、彼等は案外呑氣であつたやうである。其を感じなかつた程彼等は無智であり、其



を感じしめなかつた程、また徳川時代は法制上其他社會上彼等を壓迫し束縛したのであるとも言へよう。

徳川時代に於ては家康が徳川幕府の基礎を強固たるものにする爲に法典の編纂に鋭意力を用ひ、公家法度、武家法度を始め其他多くの制度を定めた。而してかゝる家康の意思は三代家光、八代吉宗等によつて愈々完成するに至つた事は人のよく知る所である。而してかゝる政策の骨子となつてゐるのは其階級組織である。武士庶民即ち農工商及び其下の賤民の三階級は嚴密に封鎖的なるべき事、而て下は上に對して絶對服従であるべき事が嚴重に要求されてゐるのである。従つて下層階級たる賤民に對する侮辱と壓迫とは誠に言ふに堪へざるものがあつた。私は此處に其事例を一一引用する事は止める。(瀧川政次郎氏の日本社會史其他多くの文獻に詳し。)只此時代に於て、所謂部落は最下層の階級として只々上層階級の利益の爲にのみ存在し、人にして人に非るの待遇を久しく與へられてゐたと云ふ事を記録するに止めておく。而してかゝる状態が久しきに涉れば其は「傳統」として其當時のみならず將來の人

々をも支配し何等の遲疑逡巡を要せずして當り前の事として差別を取へてせしめるに至るといふ事は、傳統そのもの、本質から當然生ずるのである。而して特に此時代に於ても所謂部落と一般部落とは常に一は身分の高きもの他は身分の低きものではあるが、其は同時に必ずしも前者が無産階級であり後者が有産階級であるといふ事を意味するのではないといふ事が特に注意されねばならぬ。當時の所謂賤民にして富有なるものが多かつた事に就いては種々の記録がある。江戸淺草の彈左衛門が三千石高程の暮らし方をなし、大阪渡邊の大鼓屋又兵衛が七十萬兩の分限と言はれ、其他近江の國彦根の領分野良田村の才次、才兵衛が共に三四十萬兩の身上であつた事などが之を示し又かの雍州府史に「其家富者多」とあるによつても知れる。(瀧川氏、日本社會史による)尙ほかの長吏及び其配下の者が其特殊の職業の故に一般に生活が安定してゐた事も明にされてゐる。(喜田博士、融和問題に對する歴史的考察其他)。

尤もかく言ふ事によつて私は勿論、直ちに彼等が一般に他の庶民階級よりも有産的であつた階級としての部落



たといふ事を示さんとするのではない。庶民階級より富有なのは少數に止り、大部分のものはやはり庶民階級よりも貧乏であり無産者であつたのである。只私は一律に彼等が無産者の集りであつたといひ得ざる事を示したのである。即ち部落と一般とは身分の高低による階級別として見る事が本質的であり、之を有産、無産の階級別として見る事は第二次的であるといふ事を示したのである。

次に彼等が盡く時代に無智識であつたといふ點に就いては疑ない様である。此事を積極的に論證する材料はないのであるが、徳川時代には學問其他一般の文化は武士の外公家や僧侶神官山伏等によつて保持され、庶民階級すらも、最初は之に與る事を得ず、後に町人の經濟的進出以後やうやく學問が與へられた位であるから、其下層の賤民階級は殆ど全部無智識階級であつたと推定すべきであらう。

次に近世以前即ち中世及び其以前に於て、所謂部落は如何なる階級として存在したか。此

時代に於ける部落が徳川時代の如く、嚴重なる階級制度の下に一般社會から慘酷なる取扱をうけたとは見られない。勿論かの品部雜戶が異種族の子孫として一般から通婚を嫌はれた事又平安時代以來の佛教思想の普及によつて彼等の生業たる屠殺、製革を賤業視した事が彼等の社會的地位を著しく低くした事は一般に認められてゐる。又所謂「餌取」は人里離れた所に住み牛馬の肉を喰ひ、一般から嫌はれた事も記録にある。(今昔物語の餌取法師の語。等)皮多、皮作、其他河原者、青屋、傀儡師等盡く浮浪生活を營むか、或は定住しても一般から低く取扱はれてゐた事は争はれない。

然しながら其は徳川時代の如く法制上嚴重に規定された下層階級として見らるべきではなく、一方に於て只宗教的な觀念、即淨穢の觀念により彼等の職業其もの、故に、差別されたものと見られ、又他方に於て浮浪生活の故に一般部落より封鎖されたものと見るべきである。而してかの徳川時代の如く、嚴重なる階級制度により過酷なる取扱をうけなかつた原因は、私は當時の社會が中央集權的封建社會ではなかつた事、言ひ換へれば中央に強大なる權力を



有する統治者があつて、其下にあらゆる社會組織や社會意識が體統的に構成されたのではなく、反對に群小の諸侯や士豪が夫々の地域を支配するといふ戰國時代であつたからであると思ふ。かくて下層階級のものと同様にも、或は主人に仕へて其任務の故に相當に重寶がられ、従つて、また其主人より愛顧をうけ相當の生活の保障を與へられ、或はまたかゝる生活を離れて浮浪生活に入る者もあり、或はまた其特殊の職業即ち皮革業は戰國時代に於ては特に武士にとつては必要なるものなるが故に、彼等は武士と種々の交渉を有し、従つて其住家も城下町に多く且つ其生活は概して富裕であつたのである。此等の事は種々の文献により立證する事が出来る。(柳田國男氏、近藤恭一郎氏、喜田博士、瀧川政次郎氏等の諸研究)此故に彼等は又必ずしも無産階級とは言ひ得ず、只身分低きものとしてのみ下層階級に屬したのであつたと見るべきであらう。而も下層階級なるが故に、徳川時代の如く種々の過酷なる差別待遇をうけたといふ事は考へられないと思ふ。何者、當時は階級意識や身分意識が徳川時代に比して一に低いからである。抑々階級意識は知的進歩に伴ひ熾烈になるものである。たと

へば印度のカーストの如きは嚴重なる封鎖的階級制度である。従つて其社會的待遇の差別も上下も著しい。然しながら當事者の大部分は其をさほど不合理とも思はず、従つて階級的反感も有しない。其は彼等が多く「無智」であり人間的自覺に乏しいからである。反之今日では僅かの差別事件も直に重大なる社會問題となる。一般の人々が智的に進歩して社會的智識が増進したからである。かくて一言にして言へば階級意識の強弱は人々の自覺の大小に比例する。かくて中世並に其以前に於ては徳川時代程、階級的反感は熾烈でなかつたといふ事が言へると思ふ。而して當時は部落側と一般側とは無産階級との區別といふよりも身分的上下の區別であるといふべきであらうと思ふ。

尙ほ彼等の智識の程度に就いては明にすべき材料がないのであるが、當時は社會一般に教育が普及しない時代であるから彼等は恐らく無智識階級であつたと見るべきであらう。

## 五 結論—融和運動の方向

階級としての



以上に於て吾々は所謂部落と一般部落との階級的性質が先づ身分による上下を其本質とし只第二次的にのみ財産による上下が附加せらるべきものである事を指摘した。此事は何を吾々に教ふるか。

言ふまでもなく其は所謂融和運動や融和事業の目標が單に所謂部落の無産運動であつてはならない事を先づ教ふるものである。勿論既に示した如く、彼等は大部分無産階級である。其限りに於て所謂無産運動によつて部落の解放を期する事が全然間違つてゐるとは言へない然し其のみによつては問題は決して解決しつくされはしない。彼等が盡く有産者になり得たとしてもなほ「身分」による低き地位は消失しないのである。其故に吾々の進むべき方向は先づ此點によつて與へられてゐる。即ち「身分」なるものが如何に形式的、傳統的、封建的なるものなるか、換言すれば人格的<sup>①</sup>に見て如何に無意味なるものなるかを極力一般に自覺せしめる事である。而して其は實に一方に於て永続的なる啓蒙運動、教化的運動によらねばならぬ。「知は愛なり。」勿論其は單なる同情や憐憫を哀願する運動であつてはならない。只純粹

に「知らしむる事」の運動だけでなければならぬ。其以上の事は却つて無用である。他の一方に於ては私がしばしば繰り返したる如く兩者を接觸せしめ協働せしめる機会を多くつくる事が要求される。之勿論相互の理解を深める所以であるからである。

然らば如何にして其具體的方法を見出すか。此點はまた自ら考察せらるべき問題であらう

## VI 職業の問題

### 一、職業と階級

私は前節に於て階級としての部落の性質を素描しておいた。而して部落と一般社會とは第一次的には「身分」の上下による階級別として、第二次的には「財産」や「智識」の上下による階級別として規定し得る事を指摘しておいた。従つてかの差別意識も此點から見れば亦



結局階級意識の一面に過ぎないと言ふ事、其故に差別意識の撤廢は結局部落と一般側とに於ける階級の撤廢によつて將來し得るものである事は自ら明であらう。而して部落と一般側とを區別する階級の撤廢は身分と財産と智識との三方面に於て部落側を向上せしめる事によるか、或は又逆に一般側を引き下げる事により、兩方を少くとも同列に据えなければならぬといふ事が理論上要求されるわけである。而して一般側の身分や財産や智識を引下げるといふ事は勿論望むべき事ではないから、結局部落側の其を引上げ向上せしむる事のみが問題となるわけである。

然しながら身分、財産、智識の中、部落側の身分を引上げるといふ事は事實上不可能であり、また今日の時世に於ては無意味でもある。従つて身分に關する限り實際問題としては其の向上をはかるといふ事よりも部落側、一般側の兩方から「身分」意識を撤廢する事が問題となるであらう。事實身分意識の如き形式的な、イデオロギツシユな意識は智識の進んだ人々には存在しない。従つて又部落の人々に對する差別感情も一般側の人々の中智識が可なり

進み、人格や社會に對する理解のある人々には最早や決して見出されず只無智なる人々、又はブチ、インテリゲンチヤとも言ふべき連中にのみ殘存してゐるに過ぎないのである。然しながら只不幸にして部落の人々の日常接觸する一般側の人々は多くの場合前者即ち智識の高度に進む人々ではなくして、後者即ち智識のない、あるとしても生半可に過ぎない、連中である爲に差別事件がしばしば起るのである。其故に身分意識の撤廢は、結局部落側並に一般側全般の智識の増進擴大に俟つ外はない。部落側並に一般側に對する斷えざる啓蒙運動、教化運動が、更には高き教育の普及が、よし速急に差別意識の撤廢をば効果し得ないとしても尙單なる觀念運動に過ぎずとして一蹴し去るべきものに非ざる事は此故に明白であらう。次に部落に於ける財産並に智識を一般側と少くとも同列にまで向上せしめる事が差別意識の撤廢に効果ある事は論を俟たない所である。

さて階級の問題と表裏の關係に立つ問題として吾々は職業と婚姻との問題を無視する事は



出来ない。階級が封鎖的なりや開放的なりやを決定する實質的要素としては、實に此二つが雙壁である。即ち職業が世襲的なりや否やと相互の婚姻が自由なりや否や、とによつて、吾々は階級の性質を規定し得るのであるといふ事は既に私が前節に於て簡單ながら指摘しておいた所である。其故に吾々は今職業の問題に觀點を置いて差別意識を考察し、次に婚姻の問題にうつるであらう。

さて階級と職業との關係を概観するに、總じて階級別と職業別とは平行するといふ事が看取される。換言すれば上位の階級に屬する人々と下位の階級に屬する人々とは夫々相異なる獨特なる職業を持つ、即ち夫々の專業があり而して相互に相侵す事は出来ないのである。例へば身分の上下による階級に就いて見るに上位の人々の本來専らにする職業は其社會の統制に關する仕事であり、下位の人々の本來の專業は其社會の物質的生産であるといへる。かくて其社會の權力は盡く上位に集まり、上位のものをして特權階級たらしめるのである。身分の上下はもと權力の上下として誕生する。而して後に權力といふ實質的なるものが身分とい

ふ形式的なるものにかはつて、權力的階級は身分的階級に轉するのである。次に財産の上下による階級についても同様の事は言へる。有産階級と無産階級とは本來は共に生産に従事するものと言へるのであるが、然し有産階級は其財産を生産の資本として提供する事が其仕事であり、無産階級は其勢力を提供する事によつて直接に物質的生産に従事するのである。いふまでもなく無産階級は其以外の仕事は持ち得ない。又假りに資本家が労働に従事する場合ありとしても、其は資本家としての資格に於ては、はたしく只労働者としての其に於てなすのである。更に智識階級と無智識階級とに就ても然り。前者は智識的活動を要する職業に従事し後者は然らざる職業に従事する。かくて階級別と職業別とは平行する。其故に吾々は其職業によつて其階級を推定する事が出来るわけである。其と同時に吾々は所謂「職業の自由」が實に限られた範圍に於てのみ可能であるといふ事を、即ち或階級のものが自由に選擇し得る職業の範圍は其の階級によつて決定せられてゐるといふことを知り得るのである。



職業に貴賤の別なしといふ。然り、あらゆる職業は人間の生活に必要な限り其自體として貴賤の別は附し得ないであらう。而も吾々は或職業は貴しとし、或職業は賤しと感ずる其は何故であるか。

思ふに或職業は上位の階級に専らに占められ、又或職業は下位の階級に獨占せらる。而して階級別は其心理的側面に於て必然に尊卑貴賤の別を持つものであるから、此點から職業にも亦尊卑貴賤の別が附せらるゝに至るのであらう。或る職業が賤しいとされるのは其職業其ものが賤しいからではなく、共に従事する人々が低い階級に屬するからである。例へば其者仔半を屠りて神前へ供へる祭禮があつた。此の祭禮は原始社會に於ては一般に行はれるのであつた。而して此の場合屠者たる者は其の職を名譽としたのであり、屠者に選ばるゝ人々は一般の人々は尊敬せられ羨望されたのであつた。従つてかゝる時代にはかゝる職は其社會の低き階級に屬する人々に對してではなく高き階級の人々に對して常に與へられてゐたのである。又例へば漁獵時代に於ては、漁獵の上の階級のものに營まれる貴い職業であり其の他は

下の階級に營まれる卑き職業であつたであらう。我國に於て漁獵や屠殺業が賤業なりと觀念されるに至つたのは、漁獵時代より農業時代に入つて「農は生國の本」となされ農業を以て最も尊き職業と見るに至つた事が第一の原因であると言へる。

かくて我々は一般に職業の貴賤は階級の貴賤から生れると言ひ得るのである。而して階級の貴賤上下は社會的力の上下から來るものであり、かゝる社會的力の大小は社會生活の需要の大小によつて生れるのであるから、吾々は結局職業の貴賤は社會的需要の大小より生れるといふ事も出來るであらう。従つて階級意識の消滅せざる限り、職業意識も亦尊卑貴賤の感情を帯びざるを得ないのである。階級意識や事大思想の強き日本や支那に於ては、職業の貴賤上下の觀念強く、此等の意識や思想の弱き歐米に於ては職業の貴賤上下の觀念も弱いといふ事實によつても吾々は此事を十分に證し得るであらう。

## 二、部落の職業と差別意識



さて然らば部落の職業は如何、部落が階級として下位に屬する事は既に述べた。然らば其職業も亦賤しとさるゝ職業であるのであらう事に此の點から當然推定し得るであらう。歴史的具體的事實も示してゐるのである。

先づ第一に彼等は如何なる意味に於ても日本國家の統治に關する仕事にたづさわる人々ではなく、常に生産に従事する人々であつた、即ち公卿や武士が前者の役割を演じて上位の階級に坐したに對し、彼等は百姓と共に後者の役割を演じて下位の階級に坐したのであつた。而も彼等は百姓と共に生産に従事しながらもなほ、また更に百姓と比較すれば其下位の階級に屬せしめられたのであつた。其は何故であるか。等しく生産に従事しながら一は上の階級に他は下の階級に屬したといふ此の様な事實を説明するには、吾々は更に其の生産の内容に立入らなければならぬ。かくて吾々は部落の特殊の職業を顧みなければならぬのである。

然らば謂ふ所の特殊職業とは何であるか。言ふまでもなく其は「皮革業」である。一口に皮革業といつても昔の其と今日の其とは勿論變遷があるであらう。然しながら總じて、牛

馬や其他の家畜の屠殺や其皮革を利用する仕事は部落の古來の傳統的職業であるといふ事が出来る。

然らば何故に皮革業や屠殺業は賤業視さるゝのであるか。其の理由として吾々は次の三をあげ得るであらうと思ふ。

第一、屠殺業や皮革業は、其最初は漁獵時代にある事はいふまでもない。而して此の時代に於て一般の人々の生活は此業によつて維持されるのであるから、其は所謂「生業」であり従つて此業に従事する人々が賤しまれるわけではない。然るに經濟生活の様式が進展して漁獵時代より農耕時代に入るに至れば農業は生業となり、従つて貴い職業となる。之に反して其他の職業は農業に比すれば卑賤なるものと見られるに至るのである。蓋し此時代には農業が衣食を生産する唯一の職業であり、他の職業に従事するものも必ず之に頼らなければならぬいからである。従つて農業に従事する人々は又財産をつくり、裕福なる生活を營む事が出来國家の費用たる租税も此等の農民の提供する所となつた此事からまた農民の階級的地位高ま



り他の人々の其は、従つて益々低くならざるを得なくなつたのである。

此事實は歴史上明白なる事である。我國古代の國法に於ては一般民を良民と賤民とに分つたのであるが良民又は公民は農民であり、賤民又は、非公民は、其他工業や商家、従つて皮革業や屠殺業に従事する人々であつたのである。

第二、然しながら右の理由にもまして重要視すべきは、宗教的理由であらう。即ち我國古來の大多數の人々の信仰する神道及び佛教の影響が之である。

さて神道に於ては淨穢の觀念が支配的な精神になつて居る事は人のよく知る所である。而して人の死を中心として生ずる種々の仕事、墓守、葬式、屠殺其他の仕事は盡く不淨なりとし之にたづさはる者は不淨な人であるとされる。今日でも葬式に参列した人々が歸宅した後、直ちに鹽で口や手其他體を淨めるといふ風習が残つてゐる。かくて人の死は勿論牛馬其他の屠殺に關する仕事は、神道に於ては盡く穢れたるものなのである。佛教に於ても亦同様の事は見られる。殺生は罪惡であり肉食は邪道であるとされる。然しながら或は言ふであらう。

神道や佛教は我國古來の宗教として我國民を強く支配してゐるものではあるが、然し其はなほ日本國民全體を支配してゐるものではなく、其或部分のみを支配するに過ぎない。従つて神道や佛教の一大影響によつて皮革業や屠殺業を社會一般の人々が賤むに至つたといふ事は斷言出來ないのではないかといふものがあるであらう。然り、神道や佛教を信仰する人々は今も昔も日本國民中の或部分の人々に過ぎないのであるからこの疑問は一應もつともらしく見える。然しながらこの或部分の人々とは常に上層階級の人々である。此等の上層階級の人々はその宗教意識から屠殺業や皮革業を賤視し其に従事する人々を賤視するに至つたのであるが此上層階級のかゝる風習は單に上層階級の風習たるに止らずして、更に其社會全般の強き社會意識となつて一般の人々に模倣され、又強制され、かくて社會の隅々まで傳播して行つたのである。此様にして遂には佛教や神道を信仰せざる人々も亦屠殺業や皮革業を賤視するに至つたのである。即ち神道や佛教は或は直接的に或は間接的に屠殺業や皮革業を、従つて又此等に従事する人々を社會一般の人々に賤視せしむるに至つたのである。



第三、本研究の最初に述べたる如く、人類の歴史は一面「我」の自覺史である。我の自覺は即ち自我や人格や個性の尊重であり、兼ねて其主張である。

さて、かゝる自覺や主張の中心は各人の「生命權」の自覺や主張でなければならぬ。而して人々が生命を愛惜し尊重するに至れば至るほど、其の毀損は愈々憎惡すべき行爲と見做されるに至るのは必然である。人間の生命に對するかゝる尊重の感情は、更に人間以外の生あるものにまで及ぶ。人間に近き動物の生命は人間の其に次いで愛惜され、従つて其の毀損は憎惡される。人間に近き動物より遠き其へ、更に動物より植物へ、更に又生物より無生物へ進むにつれてかゝる感情は漸次薄らいで行く。生命に對するかゝる觀念や感情は、蓋し人間一般の心理である。されば屠殺が一般に嫌惡されるといふ事は人間の心理的必然でなければならぬであらう。従つてかゝる職業を古來専らにしてゐる人々が忌み嫌はれるといふ事は今も昔も變りはないと言はねばならないであらう。

此等の理由により、屠殺業や皮革業は賤業として一般から嫌惡されるものと思はれるのである。部落の祖先は不幸にもかゝる職業に従事させられたのであつた。彼等の或者は或は墓守であり葬儀人であつた。又或者は浮浪人であり所謂「來り人」であつたから其生活を維持する爲に、一般の人々の嫌惡する此等の賤業に敢て従事せざるを得ないのであつた。而して此職業は封鎖的階級組織の爲に、子孫によつて代々世襲されたのであつた。其故に部落と言へば人々は直に此等の賤業を聯想するまでになつたのである。而して遂には彼等の居住地さへ一般側より遠けられ久しく「同居同火」を許されないまでになつたのである。

部落の人々に對する一般の人々の差別意識はかくの如く、特に世襲的傳統的なる特殊職業より生じたものであるといふ事は争ひ難き事實であると思ふ。

さて差別意識が單に部落の人々の身分が低いといふ事のみから生じたとすれば、其の撤廢は比較的容易である。人間の知的進歩の促進によつて吾々は之を解決する事が出来る。只



其が急速に期待し得ないだけである。事實身分意識の如き形式的なる觀念や感情は、今日の知的水準の高まれる時代に於ては、ナンセンスとして顧みられないのである。只舊慣を墨守する無智なる人々のみがかゝる意識に捉はれてゐるのである。

然しながら部落の特殊職業より生ずる所の差別意識の撤廢は必ずしも容易ではないであらう。何となれば其は身分意識の如く單なる空虚なる形式的なるものではなくして、人間の心理的必然性に根ざしたものであるからである。只此點より見れば差別意識の撤廢には、職業の轉換——皮革業や屠殺業等を止めて、他の社會的需要の最も多い職業に就く事——が理論上最も望ましいといふ事になるのであるが、こは實際問題として一朝一夕に解決し得ざる問題であらう。

## Ⅶ 婚姻の問題

### 一、階級と婚姻

融和問題にとつて、部落の職業に関する問題と婚姻に関する其とは蓋し、最も中心的なるものであらう。中でも特に婚姻の問題は融和問題にとつては積極的な特質を持つものである。即ち部落の人々と一般の人々とが何等の成心なしに平然と相互に婚姻をなす様になれば最早や融和は完成したものと見ていゝのである。反對に如何に日常の交際が頻繁に行はれても婚姻に對して躊躇する事ありとせば融和は尙ほ前途遼遠と言はなければならぬのである。

然らば何が部落の人々と一般の人々との婚姻を妨げるのであるか、及び兩者の相互の婚姻を助長し促進する方法如何。此等の問題に答へる前に吾々は先づ人間の婚姻の行はるゝ範圍を歴史について概観し、次に其原因を探究しなければならぬ。

一般に婚姻の範圍は階級の範圍と一致する。即ち婚姻は同一階級に屬する男女の間に於て行はれる傾向がある。之は階級的内婚制 (Class Endogamy) と呼ばれ我國に古來存在するのみならず、世界各地に於てあらゆる民族によつて古來行はれた慣習である。婚姻せんとす



る當事者及び其家族や血縁者の社會的地位や身分がほゞ同等である事が釣合つた縁として歡迎せられ、かゝる地位や身分の相異なるものゝ間の婚姻は「釣合はぬは不縁のもと」として排斥される傾向があるのである。婚姻に於ては當事者相互の健康や性質又は智識や人格等が最も重大である筈であるのに、其は二の次にして其人の所謂「身元」即ち其人を取巻く家族や親戚の社會的地位や身分等が先づ第一に調査されるのである。而て此傾向は古昔に溯る程強い。今日では反對に本人其者の調査が第一に重要視されるやうになつたのであるが、昔は當事者其人よりも其人の所屬する階級が第一の問題であつたのである。而してかゝる身分や階級の差異のある男女が強ひて婚姻せんとする場合には身分や階級の低き方を擬制によつて、即ち之を相當身分あるものゝ養子又は養女にして相手の其と同等の高さにまで引上げ形式上兩方とも同等の身分のものゝやうにしてから婚姻を行ふか、或は高き方が自分の屬する階級から脱退して低き方と婚姻を行つたのである。

かくの如く婚姻する双方が同一階級に屬する事を要求する風習は昔も今も強く人々を支配

してゐるのであるが、然し今日では其は法制上の規定として強ひられる程ではない。——尤も例外はある。即ち皇族の場合は皇室典範に規定されてゐる。——然るに過去に於ては其は單なる社會的慣習たるのみならず又法律に於て明文を以て明に規定されてゐたのであつた。

先づ我國に就て見るに、我國の王朝時代に於ては官戸、陵戸、家人、奴婢等の賤民が良民即ち公民と婚姻する事を禁ぜられて居た事は我國の古代法たる「令」に見える。而してもし良賤兩者が身分の異なる事を知らずして結婚した場合には離別せしめられ、知つて結婚した場合は、其婚姻は無効たるのみならず又刑罰を課せられたのであつた。之は良民と賤民との場合であるが獨りかゝる場合のみならず又皇族と臣下の間にも制度があつた。然し此場合には臣下が皇族の婦人を娶る事は禁じられて居るが反對に皇族が臣下の婦人を娶る事は許されてゐた。此事は日本古代法典に見えてゐる。かくの如く上の階級の男子は下の階級の婦人と婚姻する事は出来るが反對に下位の男子が上位の婦人と婚姻する事は許されないといふ制度は、Hypergamy と言はれ階級的内婚制に次いで多くの民族に古來しばしば見らるゝ慣習である。



王朝時代に於ては皇族と臣下又は良民と賤民との間の婚姻に關しては、かくの如く明かな制限があつたのであるが、此制度は時代の進むにつれて漸次弛みを生じ平安の中葉以後は法律によつて此制度を強制する事が出来なくなり、貴族や高官のものは、皇族の御婦人と婚姻する事が容易に出来るやうになつた。藤原氏が代々内親王や女王を其妃に迎へた事は歴史の示す所である。又其頃から良賤間の婚姻も法制上許された事は、續日本紀に見える通りである。然しながらかくの如き階級的内婚制は時代の進展と共に弛みを生じつゝもなほ其思想は可なりに強い社會意識となつて人々を束縛したのであつた。鎌倉時代に入つてもやはり其通りであつた。尤も鎌倉時代に於ては武家政治確立の爲に婚姻制度も亦種々に變革を受けたのであつた。即ち武家の直屬臣中たる御家人と其以外の人々即ち非御家人との婚姻に對して種々の制限を加へたのである。此等の制限は詳細に渡つて居るが、結局兩者の婚姻を出来るだけ妨げんとする傾向にあるのである。蓋し御家人と非御家人との婚姻が行はるゝ時は、非御家人の所領が御家人の所領になる場合はいゝとしても其反對の場合もあり得るわけであり、

然る時は御家人の勢力が減少する事になり従つて、武家の勢力にまで影響を及ぼすからである。此等の事は貞永式目によつて窺ふ事が出来る。かくて所謂武士階級的内婚制が鎌倉時代に於て助長されたのである。

かくの如き武士階級的内婚制は徳川時代に入つてからも遵奉せられ武家法度や諸士法度によつて知り得る如く武士の婚姻は幕府の許可を得なければならなかつた。而して其中心精神は、やはり相異なる身分のものゝ間の婚姻を禁ずるといふ事である。而してかゝる階級的内婚制は武士のみならず百姓、町人及び賤民に至るまで一般に行はれたのであつた。有名なる「お上源三郎」の物語は此の間の消息を物語るものであらう。階級的内婚制が徳川時代に於て特に強く強制せられたる事は其中央集權的政治の一方法としての階級政策から來た事は明かである。

さてかくの如く王朝時代、武家時代を通じて強い社會意識として人々を支配した階級的内婚制は今日に於てもなほ可なりに強く吾々を支配してゐる。今日は法制上は何等制限を加へ



てゐないだけ其だけ王朝時代や武家時代より此傾向が強んでゐると言へるであらうが、然し慣習上はやはり強く人々を支配してゐるのである。而して此傾向は現代に於ては舊習を墨守する古風な老人等に於ては特に強くあらはれ、新らしき思想や文化の洗禮をうけた所謂近代人はかゝる社會意識から可なりに解放せられて居り、婚姻は當事者間のみの事であると一義的に考へて、實際に於ても極めて自由な態度を取る傾向が強いやうである。

我國に於ける婚姻の歴史を概観し、其と階級との關係を探究する時は吾々は、其が原則として階級の内婚制である事、假りに然らずして異なる階級に屬する人々の間に婚姻が行はれたとしても、其はせいゝく *Hypergamy* であつた事を吾々は容易に斷言する事が出来る。

(附記) 此事は我國の社會史や法制史を研究せらるゝ多くの學者の著作によつて知り得るのであるが、就中、東大教授にて私の恩師である所の戸田貞三先生の御研究は最も權威あるものと思はれる。(戸田貞三氏著家族の研究、第四章 階級の内婚制に就て、一一七—頁一八一頁参照) 私は本稿に於て戸田先生の右の御著を中心とし更に、瀧川政次郎氏の日

本社會史、喜田貞吉氏の融和問題に關する歴史的考察、三好伊平次氏の融和事業概論等を参照した事を附記しておく。

かくの如き婚姻の範圍と階級の範圍との平行關係は、獨り我國に於けるのみならず支那にも古來行はれてゐる。其中良民と賤民との婚姻について見るに一般に良民と奴婢と婚姻したる場合には、配遇者は離別せられ、各々固有の身分に復歸せしめられる。而して良賤間に婚姻が行はれた時は、家長が責任者として常に罰を加へられてゐる。日本の古代の律令は多く支那の法典の模倣であるから、日本に階級の内婚制やハイパーガミーが法律で規定されてゐる以上、支那にも亦かゝる傾向があるであらう事は想像に難くなく、また事實其通りであつたのであるが、かゝる傾向は又日本や支那に於てのみならず、印度、歐洲、南洋、濠洲、アフリカさてはアメリカインデアンにも廣く見出されるのは興味ある事である。二三の例をあげるならば、印度に於てマヌーの法典其他に就て見るに、アーリアン族は下級のカーストの者との婚姻を禁ぜられ、嫡出子を得る必要がある場合に限り次の階級のものとの婚姻が許され



て居たといふ事である。クシャトリアは自分のカーストとの間又は其次のカーストとの間からのみ妻を迎へる事が出来、ブラーマンは自分のカーストとの間又は之より二級以下のカーストとの間からのみ妻を迎へる事が出来たといふ。其他印度教徒や回教徒に於ても婚姻は自分の階級のみに限られてゐる。古代ローマに於ては貴族と平民との婚姻は禁止せられた。帝政時代に入つてからは、生來的自由民と解放せられた奴隷との交婚は認められた、が貴族の男子と解放せられた奴隷との婚姻は禁ぜられてゐる。古代のチユートン民族に於ては奴隷の女と婚姻した男子は奴隷とされ、奴隷の男と婚した女は死刑に處せられたといふ。獨逸に於ては、かゝる制度は後世まで残つてゐたといはれ、極く最近まで貴族の男子が平民の女子と婚姻した場合には、其婦人及び其子供は貴族としての特權を享受する事が出来なかつたといふ。更にマレー半島、フィリッピン等太平洋の諸島等の土人に於ても上下の階級間の婚姻は禁じられてゐるといふ。(すべて此等の實例は Westermarck: History of Human Marriage, Frazer: Totemism and Exogamy 其他の社會史、社會制度史に蒐集せられてゐる。)

7

## 二、階級的内婚制の原因

かくの如く婚姻が同一階級の者相互にのみ行はるゝ傾向即ち謂ふ所の階級的内婚制は古來あらゆる民族に普遍的に見らるゝのであるが、然らば其は如何なる原因によつて生じたのであらうか。固より各民族各時代に於て同様の傾向が見出さるゝからといつて、其は直に各民族各時代に共通する同様の原因に基くものであるとは速断し難いであらう。然るに此原因を探求して見るとやはり各民族、各時代に相通する同様の原因により生じたものではなからうかと思はれるふしがある。

さてかゝる階級的内婚制の一般的原因に關しては、吾々は先づウエスターマークの所説を顧みなければならぬ。ウエスターマークは階級的内婚制が種族的差異に基くといふ。彼によれば階級の分化は征服の結果である。古代の戦争は人種と人種の戦争であり、其戦争に於て勝者は常に貴族となり、敗者は常に平民又は奴隷となつた。古代英國に於ける貴族サクソン



次の英國の貴族ノルマンは何れも征服者である。其他各國の貴族は皆戰勝民族である。印度のカーストも亦アーリアン民族と先住の黒色人種のスードラとの戰爭から生れたのである。かくて貴族と平民との上下の二階級は人種起源を別にしてゐるから、全體として一の社會を形成しても上位の貴族階級は其支配權や其他の特權を維持する爲に、下位の平民階級との間に常に距離をおき、別種の者であるといふ事を誇示せんとする各々の人は其屬する階級に特有な思想や感情や行動を持ち、従つて階級を異にすれば相互の理解や同情は行はれ難い。思想、感情、行動の差異は相互の親和を妨げて、排他性を助長し、交際や接觸の度數を減少せしめ相互の距離を深めて行く。従つて婚姻の如き兩者の距離を最も容易に除去するが如き行爲は最も強く斥けられるのである。

ウエスターマルクはかくの如く階級が異人種間の征服、非征服の關係によつて生じ上下の階級を形成する。征服者は、自己の特權を維持せんが爲に、被征服者との間に深き溝をつくる事をつとめる。従つて婚姻の如きかゝる溝を容易に除き得る行爲に出ないのであるといふのである。

のである。

次に戸田教授によれば先づ階級及び階級的内婚制は世襲制度から生れる。世襲制度といふのは家族の成員は出生死亡による變化あるに係らず其家族の職業や特權や財産が其家族に代々所屬せしめられる制度である。即ち特定の人に屬してゐた職業や地位其他が其人の死亡後に於て、其人に最も近いと信ぜられて居た血縁者によつて繼承せられる制度である。今一步溯つて何故に職業や地位や財産等は世襲せらるゝに至るかといふに、優越なる力を持つものに最も近い者はやはり優越なる力を持つものであるといふ事が一般の社會の人々に承認せらるゝからである。社會一般のかゝる承認は最初優越なる力を有する者が其優越を利用して、社會の人々に強制する事によつても成立するであらう。或は又社會一般の人々がかゝる強制を待たずに、優越なる者の子孫は優越なりと推定する事にもよるであらう。何れにもせよかゝる承認が成立すれば一の優越なる人から他の優越なる人が此等のものを引繼ぐといふ事は當然の事となされるのである。かくて世襲制度が確立する。世襲制度の確立により社會的勢力



たる職業や財産や特權は常に各家族に固定せしめられる。かくて各家族間には此等の社會的勢力の上下、差異を生じ、こゝに階級が確立する。其と同時にまた同位の階級に屬する男女の間にのみ婚姻せしめる傾向をつくる。何となれば婚姻は當事者引いては其家族間の距離を接近せしめ上下を平均する傾向があるから社會的勢力の優秀ならざるもの、低き階級のものとの婚姻は相手の地位を引きあげる事にはなるが、自分の方から言へば自分の地位や勢力の失墜にしかならない。而して優秀なる社會的勢力を持つて上位の階級にある両親は其子孫の優越を希ひ、其に自己の優秀なる地位や勢力を譲らんとするは當然であり、従つて子孫の優越を妨げる行爲は極力之を避けんとするも亦當然である。其故に自己と同等或はより以上の社會的勢力や地位のものと縁組せん事を希ひ、低きものとの婚姻をさげんとするに至るのである。之に加ふるに上位階級の人々は自分達と同様な地位や特權ある人の増加を好まない。何となればかゝる増加は必然に自分達の享受する特權や地位の減少や下落をもたらすからである。即ち上位階級のものとは自分達の特權や地位に關して排他的となり易いのである。此

傾向は又彼等を驅つて階級的内婚制におもひかしめ易いのである。

以上は階級的内婚制の場合であるが、次にハイパーガミーの場合に就いては次の様に説明する事が出来る。

ハイパーガミーの行れる社會は何れも重權制の強い社會であり従つて多妻制が行はれ易い社會である。多妻制の行はれる所に於ては優越なる社會的地位にある者と雖ども、多數の妻を自己と同じ階級の者から得る事は事實上困難であるから止むを得ず低き階級のものからも妻を得る様になる。然し此場合には生れた子供の受けつぐのは、父權制の故に父方の地位や勢力であるから、母の地位は低くても子供の地位は低くはならない。但し多くの妻の中、高き地位のものは所謂正妻又は第一夫人であり他は傍妻であり第二、第三夫人であつて、子供も亦第一夫人の子供程多くの特權と高き地位とを得たのである。此様にして高き階級の男子は低き階級の女子と婚姻する事はしばしばあつた。然るに逆に高き地位の女子は低き地位の男子に嫁する事は減多にない。何となれば家族の社會的地位は重權制の社會では夫側の地位



である、従つて世襲さるるものも夫側のものであるからたとひ妻の實家の社會的地位が高くとも、一旦低き地位の男子に嫁するとすれば、其夫と同等の社會的待遇を受けなければならぬ。従つて又其子供に實家の高き地位を傳へる事も出来ない。其故に第一に多妻制の爲に女子は自己と同等の地位の男子に嫁する事は容易であり、又第二に女子の實家は其女子の地位の下落を好まないであらうから女子が自己の社會的地位より低き地位の男子に嫁する事は殆んどあり得ない事である。かくてハイパーガミーが古來しばしば行はれたのであらう。

然し階級の内婚制やハイパーガミーに關する以上の説明はまだ十分ではない。何となれば以上の説明だけでは此等が特に社會制度として、或は社會意識として客觀的に固定せしめられた理由を説明せず只個人や家族が其子孫の繁榮や優越を望むといふ心理的欲求から階級の内婚やハイパーガミーの傾向を生じたといふ事を説明するに過ぎないからである。其だけでは只多くの人々がかゝる個人的心理的欲求を待つ限り、かゝる傾向が多く生ずるといふだけで其傾向が社會化し客觀化して社會制度や社會意識として確立した事を説明するまでには行

かぬ。然るに既にのべた如く歴史に徴するに階級の内婚制やハイパーガミーの傾向は單なる個人的な傾向の集りとしてではなく、法律として又は慣習として即ち一の社會制度や社會意識として嚴然と客觀的に存在したのである。然らば其は何に基くのであるか。思ふに其は前述の個人的欲望——家の勢力や地位を世襲せしめ、婚姻の相手を同等の階級内から求めんとする各人の欲望が單に各人の平行してゐるのみならず更に一歩進んで此欲望が連帶關係にまで進展した事から生ずる。即ち上位の階級の人々は自分達の地位を侵す危險性ある一切の行爲を防禦しなければならぬのであるが、其防禦は各々單獨になすよりも共同戦線を張り相互に協力してなす事が最も有効である事を直ちにさとるから、こゝに彼等の欲望は單なる平行關係から連帶關係に迄進むに至るのである。連帶關係にまで進めば彼等は盡く優越なる力の所有者であるから自分達の階級の利益、幸福を中心とした制度や法律を作り、之に反する一切の行爲を社會の秩序を亂すものとして禁止するのである。總じて社會が上下の階級に明白に分化する時は其社會意識や社會秩序は上位階級の利益、幸福を中心として構成せられる



のである。以上は戸田教授の御説を解説したのである。

さてウエスターマルクは階級の成立が種族間の征服、被征服から生じたものであると説明するのであるが、之は十分ではないと思はれる。何となれば歴史的に多くの社會や民族に於ける階級を見るに、たとへば印度のカースト其他に於ける如く種族的區別と一致する場合もあるのであるが、然らずして同一種族の社會の内部に階級が成立する場合も頗る多い。日本に於ける古來の階級の如きは誠に其好例である。但し階級的內婚制が一つは上位階級の排他性に由來する事は疑なき所であり、此點ウエスターマルクの説は妥當であるといふ事が出来る。

次に戸田教授は社會的地位や特權、職業等の世襲を上位者が望む事を、上位の人々が自分達の優秀なる地位や勢力の擁護の爲に相互に協力する事とから階級的內婚制が確立すると説かれるのである。吾々は此説に多大の眞理を認めるのであるが、吾々は更に一步溯つて何故に社會的勢力や地位の世襲又は階級的內婚を人間が好むかといふ點にまで進んで考へる必要

があると思ふ。かゝる説明は言ふまでもなく此等の心理的説明に外ならない。

私はこれを力の欲望と同類意識又は同類親和の傾向とにより説明し得ると思ふ。力の欲望は支配の欲望又は優越の欲望とも言はれる。此欲望は性食の二大欲望と共に人間に根本的なるものである。自己を他より優秀ならしめ、他を支配し服従せしめんとする所にかゝる欲望は斷へず人間を驅りたて、種々の争闘や競争にまで導くのである。此故に人間は自己の地位や勢力の優秀ならん事を常に希ひ、又優秀なる限り之を獨占せんとするに至るのである。

然しながら力の欲望だけでも自己の地位や勢力を獨占して享受せんとするに至る傾向を説明する事は出來るが更に溯つて其世襲及び階級的內婚制を説明するまでには達しない。之を説明するのは同類意識であると思ふ。

同類意識又は同類親和とは自己と類似せるものを愛し親しまんとする傾向である。生理的方面、即ち形態や皮膚の色や髪其他の點や心理的方面、即ち素質や考へ方や感じ方等や更に



文化的方面即ち職業や智識や生活様式等に於て自己に類似せるものに對して人は愛着や親和を持つ傾向があるのである。而して此等の諸方面に於て最も類似せるものは第一に自己の血縁者であり、第二に自己と同じ階級のものである。其故に自己の地位や勢力をば自己の子孫に傳へんとし、又婚姻をば同階級内に於て成就せしめんとするのである。尙ほ階級其ものについて見るに階級は各人の本來腕力智力等の力の差異が存在すると共に且つ力の欲望が存在する事によつて必然に發生するものであると心理的には説明する事が出來ると思ふ。

### 三、部落の婚姻問題

階級と婚姻との關係は上述の通りである。婚姻の範圍は階級の範圍と平行し易い。即ち婚姻については階級的内婚制が理論上確立し易く又歴史的に見ても多くの時代、多くの社會に於て確立してゐるのである。従つて階級が存在する限り階級的内婚制も亦消滅しないであらう事は容易に想像し得る所である。部落の人々と一般の人々とが古來相互に婚姻しない傾向

にある事は周知の事實であるが、其理由は蓋し上述の階級的内婚制といふ社會意識又は社會慣習によると言ひ得るであらう。従つて相互に自由に婚姻せしむるにはかゝる制度を打破しなければならぬ。然るにかゝる制度の打破とは必然に部落を下位とし一般側を上位とする階級を打破する事を意味する事は明である。而して部落の人々の身分を引上げる事によつて部落を一般側と同位又はより以上の階級に上らせる事は恐らくナンセンスである。如何に事大思想封建思想に捕はれ勝ちの日本人と雖ども今日では智識や教育の普及増進により漸次かゝる思想から解放されつゝあるからである。従つて部落側の智識の増進や財産の階級によつて無智識、無産階級としての部落の階級の上昇を計る事のみが具體的なる問題として残るわけである。

## Ⅶ 宗教心理の問題

### 一、序 説



差別意識の構成には宗教的要素が参加し其が相當の役割を演じてゐるといふ事は、從來しばしば指摘された事柄である。然しながらこゝに謂ふ所の宗教的要素の参加とは、多くは神道、佛教等、我國古來の宗教の淨穢の觀念、殺生戒の思想が差別意識の構成にあづかる事を意味するのが通例のやうである。此参加はたしかに、差別意識を理解するには重要な事柄である。故に此事を指摘するだけでも神道や佛教と差別意識との關係が一應明にされたと言ひ得るのではあるが、然し吾々はなほ更に一步突込んで考へて見る必要を感じる。

謂ふ所の淨穢の觀念や殺生戒の思想は獨り神道や佛教にのみ屬するものであるか。むしろ其はあらゆる民族に普遍的に存在し、常に彼等の生活を力強く支配する所の原始宗教的要素ではないか。もし吾々がこの淨穢や殺生戒の觀念を日本個有の宗教たる神道や、印度、支那及び日本に特有なる宗教たる佛教の一の屬性として見る時は常に日本或は東洋にのみ存在するものと見なければならなくなる。然るに之を原始宗教的要素なりと見る時は、吾々の視野は著しく擴大されて、此等の觀念と差別意識との關係がより高きより廣き立場から考察される事となる。かくて差別意識の必然的構成要素が明にされる事になるのである。

而して私の未熟なる見解によれば、淨穢の觀念や殺生戒の思想は實にあらゆる民族に普遍的に存在する所の原始宗教的要素である。而してあらゆる原始宗教はあらゆる未開民族や原始民族に、ほゞ同様の相に於て存在して、彼等の生活を支配するのみならず、又あらゆる文明人のより高級なる宗教にも、なほ、多かれ少かれ内在して或形式に於て又或程度に於て、文明人をも支配してゐるのである。従つて假りに神道や佛教が日本に生れなかつたとしてもまた吾々の祖先の或者が神道及び佛教の何れをも信仰しなかつたとしても、なほ此原始宗教の支配の故にやはり差別意識は持つたであらうと考へられるのである。

今淨穢の觀念や殺生戒の思想が果して神道や佛教を特徴付ける要素なりや否やの問題はしばらくおいて、原始宗教と差別意識との關係を中心として考察を試みて見やう。

然し謂ふ所の原始宗教とは何であるか。其は頗る廣汎な内容を持つものである。魔術、妖術、迷信、夢判斷、吉凶占ひ、自然崇拜アニミズム (animism) トーテム (Totem) タブー



(Taboo) 等々の言等によつて示るゝ内容が、即ち原始宗教の内容である。而て此等の中差別意識にとつて重要な意味を持つと考へられるものは「タブー」であると私と考へる。其故にこゝではかゝる原始宗教全般に亘り考察する餘裕と必要とを有しないから「タブー」の性質及び其と差別意識との關係を考察するに止めたい。

## 二、タブー

「タブー」とは、神聖又は汚穢の事物に觸れる事の禁忌である。而して其には之を犯す時に必ず災害が來るといふ信仰が常に伴つてゐる。「タブー」はポリネシア、メラネシア其他の太平洋諸島、印度、アフリカ、アメリカ其他世界各地の未開民族に於ては必ず見出さる普遍的現象であるが、たとひ文化の高い民族でも其昔かゝる信仰に支配されたであらう事は、其痕跡が現存する事によつて證明する事が出来る。

「タブー」はもとポリネシア語であるが此語の示す内容は、歐米の如何なる國民にもないの

で、一般に此單語を其まゝ世界の普通語として使つてゐる。而して其内容にもいろ／＼の説がある。たとへばフロイドは「タブー」は一方に於ては「神聖」を、他方に於ては其反對に「危険」「禁止」「汚穢」を意味すといひ、其何れがより本質的なりやは示して居らぬ。(Freud: Totem und Tabu kap 2) 然るに原始規範研究家として命名あるフレイザー (Frazer: Totemism and Exogamy) は「神聖」に重きを置き、或物を神聖なりと指定する事なりと解してゐる。或ものが「神聖」なりと指定されば其のものを神聖ならざる風俗の者が潰す事は許されない。此事から禁戒の意が生れ又其處から之を「忌み避ける」といふ意味が含まれるやうになる。又更にすゝんでこの禁戒を犯したものは其制裁として冥罰を蒙るべきであるといふ所から「凶兆」といふ意味も入つて來る。

さて「タブー」に類する習俗は高度の文明を有する民族にも其昔あつた事が種々の文献によく分る。ヘブライにも禁忌の習俗あり、ユダヤ人も神聖日に勞働する事の禁止、死穢、産穢等を始めとし「タブー」に類する禁忌令の多い事は舊約に見える。ギリシア語やラテン語



にも同時に「神聖」「汚穢」の二の意味を有する言葉がある。

さて日本語で「タブー」に相當するものは「いみ」——忌——であらう。「いみ」なる名詞の動詞は「いむ」で、これは「齋忌」と書かれ、「教しむ」と同意され、又「畏」や「惡」をいむと讀む。其は「嫌ふ」「避ける」の意であるとされる。「戒」「戒法」なども同意である。かくて日本語の「いみ」は「神聖」「忌避」「禁戒」の意味を有する事が分る。此等の證據は古事記や日本書記に豊富に見える。例へば忌部氏は神を祭る物を造り又齋戒して事をするを職とする氏族であつたが、諸々の「凶惡事」「汚穢事」などを忌み避けて萬を慎んだといはれてゐる。故に「忌」は多く神に奉仕する事をいふ。「忌服屋」「齋服殿」は天照大神の親ら神御衣を織り給ひし機殿である。「忌殿」「敵斧」「齋柱」「忌火」等の語もある。此等は「神聖」の意味のものである。

「忌避」の意は最も多く「いみ」とば「いみ名」死を憚る場合の「いみ」「ものいみ」「齋戒」等然り、之事は或は畏敬の爲に、或は嫌惡の爲に觸れたり、近よつたりする事を避くるので

ある。

「禁戒」の意味に用ひられる事は「禁戒」を「いましめ」といひ「禁縛」が「いましめ」繩が「いましめなは」といはるゝが如きによつて知られる。

「タブー」はかくの如く神や君主の如き神聖なるものに近づく事を禁止し、又死屍の如き汚穢に接し近づく事を禁止する機能を持つのであるから其は人間行爲に對する一種の消極的規範であるといへる。而して其は既にのべた如くあらゆる民族、あらゆる時代に普遍的に存在するものである。「タブー」をかゝるものとして見る時は神道に於ける淨穢の觀念や佛教に於ける殺生戒の思想もやはり一種の「タブー」であると見るべきであらうと思ふ。故に其は特に神道や佛教のみの特質と見るべきではなく、やはりあらゆる人類に普遍的なる「タブー」の習俗が日本に於ては神道の淨穢の觀念としてあらはれ佛教に於ては殺生戒としてあらはれたものであらうと思ふ。

かくの如く「タブー」が特定の民族や時代や場所に於ける特定の現象ではなくあらゆる民族



の持つ普遍的なる性質であるとすれば、其はあらゆる人類に普遍的に存在する何等かの事情に其源泉なり起原なりを有するものと見なければならなくなる。然らば其普遍的なる事情とは何であるか。

此點に關しては種々の學說がある。最もしばしば説かるゝ主張は恐怖説である、ヴント、ライナツハ、ルロア等は之に屬する。ヴントは「タブー」の原因を「靈魂に對する恐怖」に歸する。原始未開の人々は、一般に或物體には靈魂が宿り其威力によつて、其物體は保護されると信じてゐる。其故にもし其ものに觸れて、其靈魂の怒を招く時は忽ち冥罪を蒙るべしとの恐怖があるから其事物を「タブー」とする。故に「タブー」の命令の一般形式は「靈魂の怒りに觸れるな」といふ事であるとする。(Wundt: *Völkerpsychologie*. Bd III. *Mythus und Religion*, 309.)

ライナツハも「タブー」の原因を「危険の恐れ」に求める。「或日の朝、蛇を見たが其日倒れて怪我をした。其故に蛇を見ると怪我をする。」此様な連斷が「タブー」を成立せしめる。

因果關係と單なる時間的前後の關係とが混同されてゐる。かゝる混同は知識ある人の中にもしばしば見るのであるが、未開人に於てはむしろ一般である。然しかくの如くある特定の人々の一度の經驗から「タブー」といふ社會的規範なり社會意識なりが直に成立するといふ事は考へられない。何故なれば、もし此様にして「タブー」が成立するとすれば、人々は怪怖心おこる毎に「タブー」をつくり、かくて餘りに豊富な「タブー」の爲に遂には身動きも出来なくなるからである。其故に或恐怖の經驗から「タブー」が生れる爲には其權力者即ち酋長や祭司や長老の恐怖の經驗でなければならぬのである。此等の權力者のかゝる經驗は直に一般の人に「タブー」を成立せしめて一般人に強制せしめられるのである。而して一般の人々の恐怖の經驗は、經驗者自身に對し、又或場合には周圍の人々に對して或束縛力を有する禁忌を生ずる事はあつても、其は彼の屬する民族や社會の「タブー」にまでは發展せずいつの間にか忘却されて行くのである。かくて恐怖の經驗から生じた「タブー」の強制力の大小や永久性は其恐怖者の社會的權力の大小に比例する事となるのである。(Reinach: *Cults, My*



the, and Religion. p. 38—)

此の様に超自然力に對する恐怖に「タブー」の原因を求めんとする説は廣く存存するのであるが、然し恐怖だけではなほ不充分である。或災害が超自然的存在の力によつておこると推理する事は、すでに可なりの智的推理である。子供と同様な心理を持つと一般に言はれてゐる未開草昧の原人がかゝる推理によつて「タブー」を成立せしめたといふ事は想像し難い其故にかゝる推理を持たざる、より本能的、衝動的なる人間の行動に基因を求め事が必要とされるわけである。此事情から人類生存の法則其ものから「タブー」を成立せしめたと見らるゝ、故種積陳重博士の御説は妥當なりと言はざるを得ない。

博士は曰く「然らば「タブー」の基礎たる人類生存の法則とは何であるか。離隔は生物の保全作用中最も重要なもの、一である。兎の如き弱き獸が疾く走り、龜の如き鈍き動物が堅き甲を着、蝸、鳥賦の如き軟體動物が黒汁を吐き其他の動物が悪臭を放ち、或は毒液吐く等の逃避若くは防衛作用を始めとして、人類が城砦を築き、壘壁を高くし濠を深くし、又は

避病院を建つる如き、防衛工事に至るまで、此等は一として危害物離隔による保全作用に外ならぬのである。

此の如き生物の保全作用の本能に起因したる災危の恐怖が、蠻民間に迷信を誘起して、或は「タブー」性保有體に近づき、又は之に觸るゝときは、必ず災を蒙るべしと信じ、或は「タブー」の事をなすときは、必ず祟りあるべしと信じ、此信念の強きが爲に「タブー」の禁止的規範は低文化社會に於て極めて確實に行はれるものである。

「タブー」が人類の普遍的習俗である所以も、基礎が生物に普遍なる離隔的保全作用に在るが爲めである。其極めて確實に行はれたる所以は、低級文化人が超自然力に對し強き恐怖又は畏敬の信念を有するが爲めであつた。而して「タブー」が低級文化人中に於て社會的秩序を維持したる所以も、亦其基礎が人類の生存要件に在つて、假令多くの迷信が之に伴ふことあるも、宗教的に維持されたるが爲めである。

離隔は、特に人類の原始的生活狀態に於て此の如き重要な生存要件であつたから、自づ



から神聖なるもの、貴きものには遠ざかり、危険なるもの穢れたるもの賤きものは之を遠ざくるを以て禮とするに至つたものである。

然し或人、又は物、又は場所が「タブー」であるといふ事は何かによつて標示されなければならぬ。其處で多くの原始民族に於ては「タブー」たる物體に、或は葉、或は麻、或は椰子の葉其他白布、笹等結びつけて「タブー」の標識とする。日本に於て古くより行はるゝ注連繩は實にこの「タブー」の標識である。酋長や君主や長老其他権力家が宏莊なる邸宅を有し其周圍に高き塀を圍らし門を頑丈につくるなどは、固より其優越の誇示もあるであらうが「タブー」の標識たる意味が多分に含められてゐると見るべきであらう。

かくの如く本能的に危害を排除し之より隔たんとする人間の行動は「タブー」の成立を招來するのであるが、然しかゝる「タブー」は單なる原始規範として持續する中に其が分化

して宗教となり道德となり法律となるに至る過程を辿る。其は一種の原始宗教的規範であるが、更に其が宗教的権力者たる豫言者、高僧、祭司等によつて嚴重なる宗教上の戒律となされ、又は社會的権力者たる故老、聖賢等によつて道德上の訓戒となされ又は政治上の権力者たる酋長、國王等によつて法律上の禁令となされるに至るのである。故に「タブー」は法律や道德等の以前の社會的規範である。多くの原始社會や未開社會は只自然に發生したる此の「タブー」によつてのみ社會の秩序や組織を維持してゐるのである。其タブーの規範力が如何に強力なるものであるかは自分の國家の組織や秩序を誇つてゐる文明人が一度未開社會を旅行した場合にしばしば驚かされる事實である事が、多くの旅行家や原始社會研究家によつて語られてゐる。新聞に注意を拂ふ人は此事實を最近吾々の耳目を聳動せしめた臺灣の生蠻人が内地に於て見る事の出來ない程嚴格な諸規律を有する事を新聞の報導によつて知つたであらう。

如何なる過程を経て「タブー」といふ原始規範が宗教や道德や法律等に分化したかは別に



考察を要する問題であるがこゝには省いておく。

### 三、タブーと差別意識

「タブー」の性質がかくの如きものとすれば、吾々は其が所謂部落との間に存存する差別意識の構成に與つて大に力あるものではないかといふ事に想ひ到らざるを得ない。

既に述べた如く兩者の「離隔」といふ事が「タブー」の原因として重要な意義を持つものであるとすれば、吾々は何故に所謂部落が地域的に一般側と隔離した集團生活を形成するに到つたかを「タブー」の習俗によつても説明し得るのではないかと考へる。弊馬牛や墳墓や死屍等は如何なる民衆に於ても「汚穢」であり、之に觸れる事は「タブー」である。然るに「タブー」は「傳染性」を有する。即ち人又は物が「タブー」の性質を有する時は之になれた人又は物も「タブー」となるといふ風に感傳して行く。例へば國王の身體は神聖不可侵であり「タブー」である。而して國王の宮殿も亦禁庭、禁裡と言はれる如く常人はこゝに入る

事を許されないといふ「タブー」の性質を持つに至るが如きである。其故に「タブー」のかゝる傳染性によつて「タブー」である所の弊馬牛、人間の死屍等にたづさはる人も亦「タブー」とされるのであらうと思ふ。此の様にして所謂部落の祖先は其特殊の職業に一般の原始宗教たる「タブー」が結びつく性質のものである事から「タブー」となされ隔離されるに至つたのではなからうかと思ふ。

第二にかくの如く地域的に隔離せしむるのみならず、更に一般の人々から部落の人々を或標識によつて區別せんとした事は髪結び方や其他服裝の相異を、徳川時代に嚴重に規定した事によつて窺ひ得るのであるが之も亦「タブー」の觀念の一つのあらはれでなければならぬ。「同居同火を許さず」といふ傳統も蓋し主として「タブー」の觀念の結果であると思ふべきであらう。更にまた部落の内婚も、蓋し一方に於ては勿論徳川時代の諸令による禁止にもよるが他方「タブー」の思想にも基づくといふべきであらう。果して然りとすれば、地域的に隔離せる集團生活の爲に一部側と部落側とが交通、接觸の度數を少くしてゐる事は、只、



「タブー」の觀念を助長するに過ぎないといふ事になる。(タブーの觀念は固より原始的なる相に於ては本能的には、吾々現代人といへども有する。)又部落側が不衛生であり、教育や智識の程度低く、生活様式が一般側より劣るといふ事實は傳統的に部落の人々は汚穢の人だと観じてゐる一般側の人に對してかゝる觀念を裏書する事にもなりはしないかを懼れざるを得ない。

## Ⅵ 文化的差異の問題

社會學の教へる所によれば、人々の共同生活は其人々の間に同質又は類似面が大きければ大きい程、相互の結束や緊密が大きくなる。同質又は類似とは人々の住居が同一地域にあるとか、相互に一つの血縁關係を有するとか、或は其智識や職業や生活程度や生活様式更に趣味や娛樂等がほぼ同一である場合を言ふ。

かくの如く人々が多くの方面に於て類似してゐる時は相互の理解や同情が容易に成立するから、かゝる人々の集團は自然緊密になり親和を増すに至るのである。

さて一般部落とを比較するに、兩者は共に日本國土といふ同一の地域の内部にある集團であるといふ點に於て同質的であるから、兩側を引きくるめて同一の地域を縁とする地縁團體であるといふ事が言へるのであるが更に詳しく見れば、部落側は一般側と地域的に隔離してゐるから此點から見れば同一の土地といふ縁はうすいといはねばならぬ。又兩方共同一の民族ではあるが、久しい間の階級的内婚によつて相互の間に婚姻は行はれないから、兩者は血縁關係をも持たぬ。而して最後に兩者の間には文化的差異も大きい。知識の程度、其他一般生活の諸方面に於て一般側とは劣つてゐる。この事實が差別意識の一大原因であるといふ事は改めて指摘するまでもないことであらう。

其故に差別意識の撤廢には、其原因たる此等の差異を除去しなければならぬ。而して地域の助長は固より望ましい事ではあるが、其等は急激に期待し得ない事である。只最後の問題



即ち文化の同一化を計る事は此等の中比較的容易である。所謂文化の向上生活の向上が、かくて先づ計畫せられねばならないであらう。

## X 結 論

以上節を重ねる事九、紙數百餘頁を費して、やうやくにして私は先づ結論を述べ得る時期に到達したやうである。

願れば所謂「融和問題の科學的研究」が融和運動界の輿論として高唱された結果、未熟なる私が其一面としての社會心理學的研究を分擔したのであるが、私の研究の跡をふりかへる時、其が「科學的」と銘打つには餘りにも杜撰であつた事を痛感せざるを得ない。

然しながら既に序論にも述べた如く、融和問題の社會心理學的研究はその科學的研究に於ては最初に来るべきものではない、一般部落と所謂部落との間に事實上如何な差異があるか、

其を歴史的、民族的、經濟的其他社會的に科學的に、研究した上でなければ、其れによつておこる差別意識の如き心理的態度は研究し得るものではない。然るに私に與へられた材料は此等の諸方面よりなされた純粹の科學的な研究の成果ではなく、所謂差別事件の確實な統計でもなく只斷片的な二、三の融和資料のみであつた。固より融和運動の實際家や其他其道の専門家にとつては詳しい統計や調査を待つまでもなく、差別の諸相は明であらう。私も亦實際共を伺つて有力な材料とはした。けれども其道の専門家が常識として心得て居られる事は統計の飾にかけない限り、第二次的役割しか演じ得ない。たとい其が精密に調査し統計した結果と一致したとしても——多くは一致するものであるが——常識はやはり第二次的價值しか持ち得ない。迂遠のやうでも科學的資料が先づ第一に備へられなければならぬ。かゝる資料の缺乏が私の平常の苦悶の種子であつたといふ事を私は今こゝに告白しなければならぬのである。

私は其故に今後も「第一資料」が集り次第、たへず此問題をふりかへつて行きたいと思ふ



其故に結論は、かゝるより科學的なる研究への、序論となるべきものではなからうかと思ふ。私の此の研究の結果が、實際運動にどれ程の影響をもたらし得るのであらうか。恐らく何もものないかも知れない。私は只次の事だけを主張する。所謂科學的研究を、より根本的により大規模に、さうして速成を望まず、完成せよ、と。之が先づ第一である。この結果によつてのみ、我々は融和運動や融和事業の確固たる指導原理を樹立し得るのである。然らば其順序方法如何。私は其を稿を改めて少しく考察して見たい。(完)

## 附 録

### 融和問題に關する科學的研究の意義と方法

融和事業や水平運動が行き詰つたといふ。新らしい指導原理の樹立が方々で叫ばれてゐると云ふ。しかし行詰つた原因は何であるか。従來の指導原理とは何であるか。何故其は改められなければならないのであるか。

私は此等の事を今問題としたのではない。只私の如き融和運動に實際携はつてゐない者から見ると、そして該運動の跡を只年鑑や諸雜誌の上で眺めてゐる者から見ると、先づ運動者は餘りに急速に其實績をあげん事に焦慮してゐるのではないかといふ感を深うするのであ



る。次に——其と關聯した事ではあるが——餘りに其考へ方ややり方が常識的であるといふ感じがする。常識的であるといふ事は、こゝでは科學的ではないといふ意味で使つてゐる。

私は既に「傳統」や「因習」なる心理が如何に執拗なものであるかを本誌第九輯に一言しておいた。傳統の成立が多年の年月を要する如く、其撤廢も亦相當の年を要するのである。だから徒に焦慮する事はないと思ふ。又速効を期待するのであるから其の考方や方法が常に常識の域を脱しない。例へば早く農業に轉職した地方では早くから差別意識がなくなり、融和が實現されてゐるといふ事實がある。此の事實を知ると誰しも農業への轉職を志すであらう。然し餘りに多く農業に轉ずると、或限度以上になれば、却て從來の一般側の農家に利害の不一致を招きはしないか。又農業の種類によつては、却つて一般側に喜ばれないではないか。其故に、かくくの地方は、いつ、何人の者が農業に轉じた。彼等はかくかくの態度で働いた。この地方の一般側にはかくくの耕作地、かくくの數の農家がある。其内譯はかくくである。最初の差別状態はかくくである。何年後の其はかくくである。等と詳しく

く調査して其を統計表にあらはして見なければ、其を模範として他の地方に試みる事が出来ない。徒に一地方の外見上の結果だけを見て、直に他の地方が模倣されても、其は必然に直に効果をあげるとは限らないのである。然し常識は人を騙つて前述の輕卒を敢てせしめるものである。入念な根氣強き科學的調査統計、之が融和問題研究家にとつて何よりの力となるのである。然るに、實にかゝる調査や統計は未だ出てゐないのである。

一一の場合でもかく科學的精神の缺乏は事を却つて仕損じさせる。況や確固たる指導原理の下に、全體を統一的に活動せしむるには、あらゆる地方のあらゆる統計表が一望の下に展開されなければならぬ。其は用兵者が是非擧げなければならぬ地圖の如き役割を演ずるのである。如何に地理に詳しい人といへども——其も一地方だけの地理だけなら別として全體の地理に詳しい人は滅多にない——地圖なくば、思はぬ失敗をするものである。

確固たる科學的基礎を持たず、思ひ付のまゝに直に實際運動に入つて行くと仕方はたとひ効果があつたとしても、またいく度くりかへされたとしても、所謂散發であるから命中率は



小さい。然し従來の行き方は、かゝる弊に陥つてはゐないだらうか。其結果が行詰りとか、新しい原理の要求とかになつてあらはれたのではないであらうか。

二

然らば謂ふ所の科學的方法とは如何。

もし私をして當路者たらしめば私は次のやうに事を進めであらう。

(一) 調査

A 部落の實地調査

- a 部落數、戸數、人口調査
- b 部落の移動調査
- c 部落の職業調査
- d 部落の職業移動の調査
- e 部落の生計調査

f 部落の婚姻調査（同一部落内の婚姻率、異なる部落間の婚姻率、部落と一般側との婚姻率）

g 部落の教育、宗教、其他の文化生活の調査

h 部落に傳はるる部落に関する傳説の蒐集

i 所謂差別事件の調査

B 史料の蒐集

a 各藩にある記録（寫しでもよし）

b 其他日本に於ける階級特に下層階級に関する史料

c 國外に於ける階級に関する史料

d 其他の史料

C 文献蒐集

a 研究調査もの

附録



論和問題に関する科學的研究の意義と方法

b 小説、戯曲類

(ii) 研究

以上の資料を提供して社會學者、歴史學者、心理學者に研究を委嘱する事、或は當路者が班を別ち、此等の學者の指導に研究するもよし。(この方がよいと私は思ふ)

(iii) 運動

但し(一)と(二)とが完成するまで(三)を控えよといふのではない。從來の行き方はつゞけるべきである。

この様な提唱は別に耳新しいものではないかも知れない。またこの方法が果して最善なりや否やは議論があるかも知れない。然しとにかく「科學的研究」はすでに輿論である。其は先ず關係者が深い考慮を拂はねばならぬ最も緊急のものであると私は思ふ。

(昭和五年十一月夜半)

昭和六年五月一日印刷  
昭和六年五月五日發行

〔實費金貳拾錢〕

東京市麹町區大手町一ノ七  
財團法人中央融和事業協會代表者  
發行人 赤堀郁太郎  
東京市牛込區早稻田鶴卷町二六〇番地  
印刷人 稻葉仁三郎  
東京市牛込區早稻田鶴卷町二六〇番地  
印刷所 有文社

發行所 東京市麹町區大手町一ノ七  
財團法人中央融和事業協會  
總發行所 東京七〇八六番







590  
465



